

令和 3 年度

全国知的障害児入所施設 実態調査報告

全国知的障害児入所施設
実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
児童発達支援部会

はじめに

令和3年度の全国知的障害児入所施設実態調査を報告するにあたり、各施設におかれましては、新型コロナウイルスの感染防止をはじめとする対応等、ご多忙な中、本調査にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

今年度の調査については、前年度調査に引き続き新型コロナウイルス感染症による影響が利用者の帰省回数、家族等との面会の減少（家族の訪問なしが22.4%から33.9%）に顕著に表れています。また、福祉教育事業であるボランティア（小中高生、民間ボランティア3,546人から598人）の受け入れや教員、教職免許の体験（580人から122人）、単位実習（保育士、社会福祉士等計2,144人から1,209人）の実施についても大幅に減少しています。「福祉を学ぶ」、「障害について知る」機会が減ったことによる福祉人材の育成・確保にかかる影響が懸念されます。

短期入所の利用実績数については、前回調査に比べて、わずかに増加（H30：15,448人 H31：16,760人 R2：10,242人 R3：10,786人）しましたが、コロナ禍以前の利用実績数には達していない状況にあります。

昨年、「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」（厚生労働省）における議論を受けて、移行支援に向けて令和6年度より都道府県（政令市）が移行調整の責任主体となり協議の場を設置することが決まりました。本調査では、みなし規定の延長が当初令和3年度末までとなっていたことが起因していると思われませんが、20歳以上の在籍率（0%の施設が50施設から151施設）及び在所延長児童数（882人から478人）が前回調査より大幅に減少しています。

本調査報告書については、当該年度だけではなく、前年度、前々年度など過去の調査結果と比較していただきますと、その趨勢などを把握できる項目がありますので、是非ご活用ください。

本調査は、各施設が直面している課題等の解消、政策要望・提言につながる基礎資料となります。調査回答の負担が大きく、大変ご面倒をおかけいたしますが、今後とも趣旨を御理解の上、皆様のご協力をよろしく願います。

令和4年3月

児童発達支援部会

副部会長 福 山 大 介

目 次

はじめに	77
調査経過	80
I 施設の状況	81
1. 施設数	
2. 設立年代	
3. 経過的障害者支援施設の指定状況	
4. 児童の出身エリア	
5. 定員の状況	
6. 在籍の状況	
(1) 在籍数	
(2) 在籍率	
7. 措置・契約の状況	
II 児童の状況	88
1. 年齢の1. 年齢の状況	
(1) 在籍児の年齢の状況	
(2) 在所延長児童の状況	
(3) 入所時の年齢	
2. 在籍期間	
3. 入所の状況	
(1) 入所児数	
(2) 一時保護が必要とされた児童の受け入れ状況	
(3) 入所の理由	
(4) 虐待による入所の状況	
4. 退所の状況	
(1) 退所児数	
(2) 入退所の推移	
(3) 進路の状況	
5. 家庭の状況	
(1) 家庭の状況	
(2) 帰省・面会の状況	
6. 就学の状況	
7. 障害の状況	
(1) 障害程度の状況	
(2) 重度認定の状況	

(3) 重複障害の状況	
8. 行動上の困難さの状況	
9. 医療対応の状況	
(1) 医療機関の受診状況	
(2) 服薬の状況	
(3) 入院の状況	
(4) 契約制度の影響	
Ⅲ 施設の設備・環境と暮らしの状況	111
1. 施設建物の形態	
2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成	
(1) 生活単位の設置数	
(2) 専任スタッフ数	
(3) 児童と直接支援職員の比率	
3. 「自活訓練事業」の実施状況	
Ⅳ 地域生活・在宅サービスの状況	116
1. 障害児等療育支援事業の実施状況	
2. 短期入所事業の実施状況	
3. 日中一時支援事業の実施状況	
4. 福祉教育事業の実施状況	
5. 地域との交流	
Ⅴ 施設運営・経営の課題	121
1. 施設の運営費	
(1) 加算の認定状況	
(2) 自治体の補助の状況	
2. 在所延長規定廃止に伴う今後の施設整備計画	
(1) 障害者支援施設の指定状況	
(2) 今後の対応方針	
(3) 今後の児童施設の定員	
(4) 障害種別の一元化に向けた対応	
3. 在所延長している児童の今後の見通し	
4. 児童相談所との関係	
(1) 措置後の児童福祉司等の施設訪問	
(2) 児童相談所との連携	
(3) 18歳以降の対応	
5. 利用者負担金の未収状況	
6. 苦情解決の実施状況	
調査票 C	128

調査経過

本調査は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会の会員である知的障害児施設、自閉症児施設に対して調査票を送付して回答を得た結果の報告である。

調査対象 本会に加入する障害児入所施設（福祉型・医療型）（229施設）に送付

調査日 令和3年6月1日

回答数 172施設 回収率 75.1%

- 調査データは、令和3年6月1日を基本とし、令和2年度（2020.4.1～2021.3.31）の実績を対象としている。
- 割合は、原則として小数第2位以下四捨五入で表示している。基礎数は回答施設数、定員、在籍数とし、必要に応じて設置主体別の数を基礎として比較している。
- 設置主体は、公立公営（事業団含む）、公立民営、私立民営に分類し、データ報告については、公立と私立に分けているが、この場合の公立は、公立公営・公立民営を総称している。
- 地区区分は、協会の地区区分により9地区に分けて整理している。
- 児童福祉法対象年齢を超えた満18歳以上については、年齢超過児ないし過齢児と記している。
- 「令和2年調査」「前年度調査」の表記は、令和2年度全国知的障害児施設実態調査報告をさし、「全国調査」は調査・研究委員会が取りまとめた全国知的障害児者施設・事業実態調査を引用している。
- 総数と内訳の合計数が一致しない項目があるが、不明処理等によるものである。
- 項目間により総数に不一致がみられることがあるが、各々の項目の有効回答を最大限活かして集計したためである。

I 施設の状況

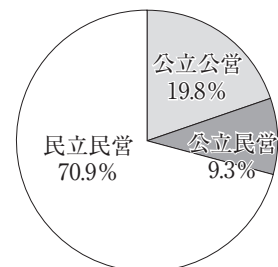
回答施設県別一覧

地区		都道府県	対象 施設数	回答 施設	回収率	定員	現員	うち 措置	契約	充足率	措置率	R2年 充足率	R2年 措置率
北海道	1	北海道	11	11	100	671	619	163	456	92.3	26.3	89.6	59.2
東北	2	青森	7	5	71.4	144	105	28	77	72.9	26.7	64.6	30.3
	3	岩手	4	4	100	140	98	46	52	70	46.9	84.0	21.4
	4	宮城	1	1	100	60	44	34	10	73.3	77.3	78.6	52.7
	5	秋田	3	0	0	0	0	0	0	0	0	85.7	36.7
	6	山形	3	2	66.7	60	33	12	21	55	36.4	53.3	37.5
	7	福島	8	7	87.5	245	158	77	81	64.5	48.7	77.6	36.3
		小計		26	19	73.1	649	438	197	241	67.5	45.0	73.4
関東	8	茨城	7	4	57.1	130	128	70	58	98.5	54.7	96.8	58.2
	9	栃木	4	4	100	70	65	58	7	92.9	89.2	90.6	74.0
	10	群馬	3	3	100	106	90	48	42	84.9	53.3	92.5	59.2
	11	埼玉	5	5	100	215	132	84	48	61.4	63.6	57.6	59.3
	12	千葉	9	6	66.7	122	76	54	22	62.3	71.1	73.8	68.1
	13	東京	6	5	83.3	224	188	81	107	83.9	43.1	77.5	41.1
	14	神奈川	15	10	66.7	430	376	264	112	87.4	70.2	78.6	63.3
	15	山梨	1	1	100	70	39	33	6	55.7	84.6	64.3	82.2
	16	長野	1	1	100	30	29	15	14	96.7	51.7	96.7	51.7
	小計		51	39	76.5	1,397	1,123	707	416	80.4	63.0	78.5	59.2
東海	17	静岡	9	9	100	292	229	187	42	78.4	81.7	68.1	76.3
	18	愛知	7	5	71.4	233	181	167	14	77.7	92.3	87.7	87.3
	19	岐阜	2	1	50	30	30	24	6	100	80	85.0	76.5
	20	三重	4	3	75	80	71	51	20	88.8	71.8	87.5	74.3
	小計		22	18	81.8	635	511	429	82	80.5	84.0	79.0	80.1
北陸	21	新潟	8	7	87.5	123	83	42	41	67.5	50.6	73.0	29.8
	22	富山	2	2	100	100	47	32	15	47	68.1	48.0	68.8
	23	石川	4	2	50	90	23	16	7	25.6	69.6	21.0	71.4
	24	福井	1	1	100	20	16	10	6	80	62.5	90.0	55.6
	小計		15	12	80	333	169	100	69	50.8	59.2	51.0	48.5
近畿	25	滋賀	4	3	75	259	93	55	38	35.9	59.1	42.3	54.5
	26	京都	3	3	100	110	104	37	67	94.5	35.6	95.5	35.2
	27	大阪	8	6	75	310	255	208	47	82.3	81.6	89.0	74.3
	28	兵庫	10	5	50	141	116	66	50	82.6	56.9	97.2	24.6
	29	奈良	2	2	100	106	67	47	20	63.2	70.1	83.3	0
	30	和歌山	2	1	50	30	39	15	24	130	38.5	82.0	75.6
	小計		29	20	69.0	956	674	428	246	70.5	63.5	80.6	46.4
中国	31	鳥取	2	1	50	14	7	0	7	50	0	0	0
	32	島根	6	5	83.3	110	72	47	25	65.5	65.3	64.5	43.7
	33	岡山	4	3	75	115	72	60	12	62.6	83.3	81.3	57.4
	34	広島	10	6	60	121	91	61	30	75.2	67.0	68.9	73.8
	35	山口	2	1	50	40	38	20	18	95	52.6	76.0	55.3
	小計		24	16	66.7	400	280	188	92	70	67.1	71.1	58.7
四国	36	徳島	3	3	100	110	89	54	35	80.9	60.7	78.2	58.1
	37	香川	2	2	100	56	43	29	14	76.8	67.4	71.4	67.5
	38	愛媛	6	4	66.7	90	67	18	49	74.4	26.9	64.5	23.9
	39	高知	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計		13	9	69.2	256	199	101	98	77.7	50.8	71.4	47.7
九州	40	福岡	7	4	57.1	140	95	82	13	67.9	86.3	74	88.3
	41	佐賀	2	2	100	70	42	16	26	60	38.1	55	72.7
	42	長崎	2	2	100	80	71	36	35	88.8	50.7	97.5	48.7
	43	熊本	8	6	75	200	156	84	72	78	53.8	75.8	47.8
	44	大分	3	2	66.7	60	46	14	32	76.7	30.4	78.3	40.4
	45	宮崎	5	4	80	130	108	68	40	83.1	63.0	82.9	56.9
	46	鹿児島	7	5	71.4	88	78	26	52	88.6	33.3	87.8	30.2
	47	沖縄	4	3	75	70	51	20	31	72.9	39.2	73.0	50
	小計		38	28	73.7	838	647	346	301	77.2	53.5	78.0	54.5
	総計		229	172	75.1	6,135	4,660	2,659	2,001	76.0	57.1	76.7	55.2

調査全般において、障害児入所施設から障害者支援施設への移行、もしくは施設の閉鎖等の大きな変動が起こっている時期であり、前年度との比較による分析が難しくなっている項目があることを踏まえての調査結果の分析とする。

1. 施設数

〔表1〕は調査対象229施設のうち、回答のあった172施設の状況である。設置主体別では、児童福祉法の施行当初から昭和50年代までに公的責任において自治体が施設を設置してきた背景から公立施設が全体に占める比率が高かったが、近年は指定管理制度、民間委譲が徐々に進んできている。地区別では北陸が公立施設の割合が高くなっている。



設置主体別の状況

表1 施設数

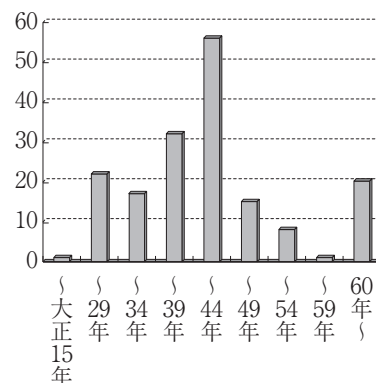
	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
計	172		11	19	39	18	12	20	16	9	28
%	100		6.4	11.0	22.7	10.5	7.0	11.6	9.3	5.2	16.3
公立公営	34	19.8	2	6	4	7	6	4	0	1	4
公立民営	16	9.3	0	2	6	1	1	3	0	0	3
民立民営	122	70.9	9	11	29	10	5	13	16	8	21
※地区別民立施設比率			81.8	57.9	74.4	55.6	41.7	65.0	100	88.9	75

2. 設立年代

設立年代〔表2〕では、昭和30年から49年の約20年間に120施設が設立され、50年代前半で施設設置は概ね済んだといえる。その後、昭和60年以降に20施設が設立されている。

表2 設立年代

	施設数	%
～大正15年	1	0.6
昭和元年～29年	22	12.8
昭和30年～34年	17	9.9
昭和35年～39年	32	18.6
昭和40年～44年	56	32.6
昭和45年～49年	15	8.7
昭和50年～54年	8	4.7
昭和55年～59年	1	0.6
昭和60年～	20	11.6
計	172	100



3. 経過的障害者支援施設の指定状況

表3 経過的障害者支援施設の指定状況

	施設数	%
指定を受けている	66	38.4
指定を受けていない	106	61.6
計	172	100

経過的障害者支援施設の指定状況〔表3〕は、「指定を受けている」施設は66施設（38.4%）、「指定を受けていない」施設が106施設（61.6%）。指定を受けていない事業所は、すでに事業の移行を済ませたものと推察される。

4. 児童の出身エリア

措置及び支給決定している児童相談所の数〔表4〕は、前年度調査と比較して大きな変化はなかった。

児童相談所については、令和3年4月1日現在、都道府県、政令指定都市等、全国に225 か所あり、10か所以上（神奈川15、東京14、愛知13、大阪10）設置している自治体もあるが、支所・分室を除けば都道府県に2か所から3か所の設置が（24都道府県、51.1%）最も多い状況にある。なお、半数を超える施設が2から4カ所の児童相談所と関わりを有している。

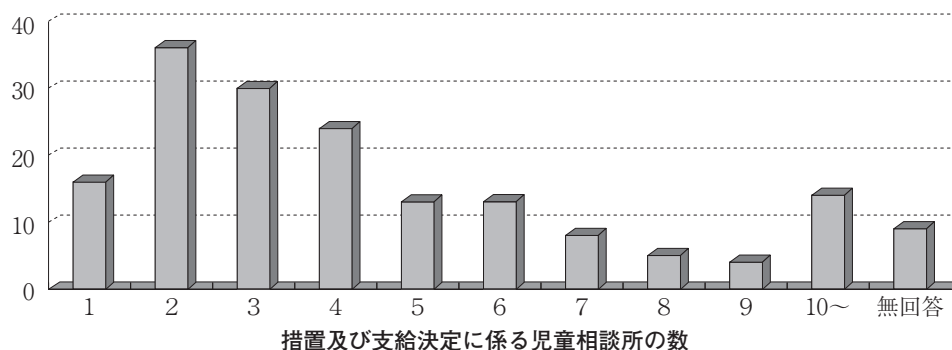


表4 措置及び支給決定している児童相談所の数

か所数	施設数	%
1か所	16	9.3
2か所	36	20.9
3か所	30	17.4
4か所	24	14.0
5か所	13	7.6
6か所	13	7.6
7か所	8	4.7
8か所	5	2.9
9か所	4	2.3
10か所～	14	8.1
無回答	9	5.2
計	172	100

都道府県の数〔表5〕では、1都道府県が100施設（58.1%）と最も多く、次いで2都道府県が38施設（22.1%）となっている。

表5 都道府県の数

	施設数	%
1 都道府県	100	58.1
2 都道府県	38	22.1
3 都道府県	13	7.6
4 都道府県	7	4.1
5 都道府県以上	2	1.2
無回答	12	7.0
計	172	100

出身区市町村の数〔表6〕では、「6～10区市町村」が49施設（28.5%）と最も多く、次いで「1～5区市町村」が43施設（25%）となり、併せると5割を超える。

また11区市町村以上については63施設（36.6%）あり、移行支援では業務範囲が広域に及んでいることが推察される。

表6 出身区市町村の数

	施設数	%
1～5 区市町村	43	25
6～10 区市町村	49	28.5
11～15 区市町村	35	20.3
16～20 区市町村	11	6.4
21～25 区市町村	10	5.8
26～30 区市町村	5	2.9
31 区市町村～	2	1.2
無回答	17	9.9
計	172	100

5. 定員の状況

回答施設の定員数〔表7〕の総計は6,135人。1施設当たりの平均定員数は35.7人。設置主体別に公立系は2,109人（34.4%）、民立は4,026人（65.6%）であった。

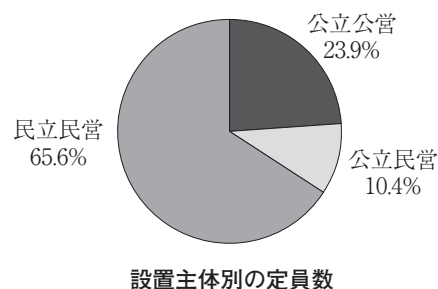


表7 定員数

	定員計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定員数	6,135	—	671	649	1,397	635	333	956	400	256	838
%	—	100	10.9	10.6	22.8	10.4	5.4	15.6	6.5	4.2	13.7
公立公営	1,469	23.9	57	185	259	303	173	282	0	35	175
公立民営	640	10.4	0	90	230	50	20	150	0	0	100
民立民営	4,026	65.6	614	374	908	282	140	524	400	221	563
* 民立定員比率 (%)			91.5	57.6	65.0	44.4	42.0	54.8	100	86.3	67.2

定員規模別施設数〔表8〕は、定員11人～29人と、定員30人の施設が45施設（26.2%）と最も多く、次いで31人～40人の施設が31施設（18.0%）であった。

表8 定員規模別施設数

	施設数	%	公立	%	民立	%
～10人	14	8.1	2	4	12	9.8
11～29人	45	26.2	9	18	36	29.5
30人	45	26.2	12	24	33	27.0
31～40人	31	18.0	7	14	24	19.7
41～50人	16	9.3	9	18	7	5.7
51～70人	12	7.0	5	10	7	5.7
71人以上	9	5.2	6	12	3	2.5
計	172	100	50	100	122	100

6. 在籍の状況

(1) 在籍数

在籍数〔表9〕は、4,660人（定員6,135人）である。設置主体別では、公立公営969人（20.8%）公立民営453人（9.7%）、民立民営3,238人（69.5%）であった。男女別では大きな変化はみられない。

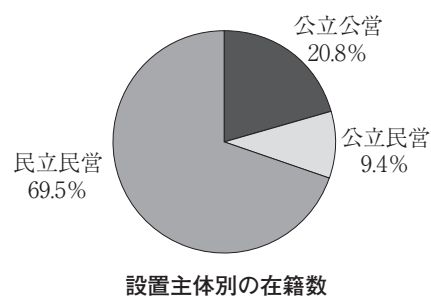


表9 在籍数の状況（全体）

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	3,180	68.2	368	326	796	332	118	481	190	131	438
	女	1,480	31.8	251	112	327	179	51	193	90	68	209
	計	4,660	100	619	438	1,123	511	169	674	280	199	647
公立公営	男	665	68.6	22	74	102	154	70	140	0	18	85
	女	304	31.4	11	25	39	80	29	69	0	7	44
	計	969	100	33	99	141	234	99	209	0	25	129
公立民営	男	309	68.2	0	53	119	22	5	62	0	0	48
	女	144	31.8	0	11	58	18	3	28	0	0	26
	計	453	100	0	64	177	40	8	90	0	0	74
民立民営	男	2,206	68.1	346	199	575	156	43	279	190	113	305
	女	1,032	31.9	240	76	230	81	19	96	90	61	139
	計	3,238	100	586	275	805	237	62	375	280	174	444

(2) 在籍率

回答施設の充足率〔表11〕は、全体で76.0%前回と比較して0.7ポイント減少した。

充足率（定員比）状況〔表10〕をみると、「90～100%未満」が39施設（22.7%）、「70～80%未満」が28施設（16.3%）の順で多く、充足率90%以上の施設は64施設（37.2%）である。充足率90%以上の施設を設置主体別でみると、公立8施設（16%）、民立56施設（45.9%）となっている。

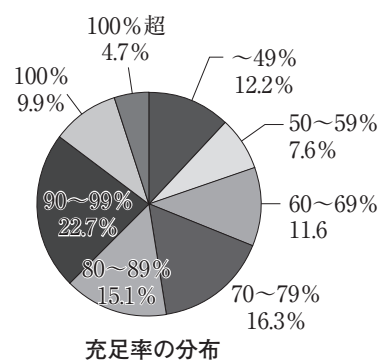


表10 充足率（定員比）の状況

	～49%	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	計
施設数	21	13	20	28	26	39	17	8	172
%	12.2	7.6	11.6	16.3	15.1	22.7	9.9	4.7	100
公立	12	7	5	10	8	6	2	0	50
%	24.0	14.0	10.0	20.0	16.0	12.0	4.0	0	100
民立	9	6	15	18	18	33	15	8	122
%	7.4	4.9	12.3	14.8	14.8	27.0	12.3	6.6	100

表11 設置主体別充足率

	施設数	定員	在籍数	充足率(%)
公立公営	34	1,469	969	66.0
公立民営	16	640	453	70.8
民立民営	122	4,026	3,238	80.4
計	172	6,135	4,660	76.0

7. 措置・契約の状況

全在籍数〔表12〕の4,660人のうち措置が2,659人（57.1%）、契約が2,001人（42.9%）となっている。

地区別では、東海の措置率84.0%で最も高く、公立民立ともに高い。措置率が低い東北も45.0%となった。なお、北海道が前年度調査59.2%から26.3%と急減したことは、回答施設の在籍人数（前年度309人）の増加によるものであり、その多くが医療型障害児入所施設の在籍者であることが推察される。措置率については冒頭の回答施設県別一覧に示されたとおり都道府県ごとの格差が著しい状況が続いている。

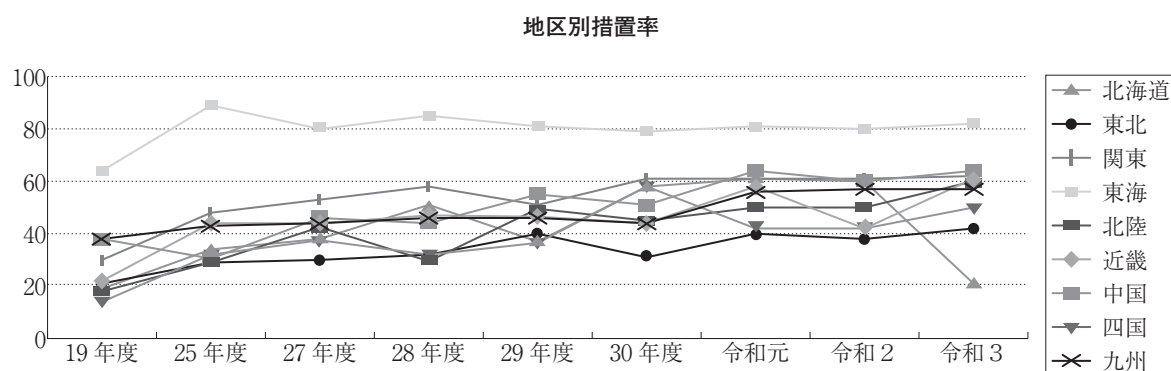


表12 措置・契約の状況

		%	計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
				在籍数	男	68.2	3,180	368	326	796	332	118
	女	31.8	1,480	251	112	327	179	51	193	90	68	209
	計	100	4,660	619	438	1,123	511	169	674	280	199	647
	うち措置	57.1	2,659	163	197	707	429	100	428	188	101	346
措置率			57.1	26.3	45.0	63.0	84.0	59.2	63.5	67.1	50.8	53.5
公立公営	男	68.6	665	22	74	102	154	70	140	0	18	85
	女	31.4	304	11	25	39	80	29	69	0	7	44
	計	100	969	33	99	141	234	99	209	0	25	129
	うち措置	63.6	616	4	35	77	197	54	162	0	20	67
公立民営	男	68.2	309	0	53	119	22	5	62	0	0	48
	女	31.8	144	0	11	58	18	3	28	0	0	26
	計	100	453	0	64	117	40	8	90	0	0	74
	うち措置	62.5	283	0	39	132	39	5	42	0	0	26
民立民営	男	68.1	2,206	346	199	575	156	43	279	190	113	305
	女	31.9	1,032	240	76	230	81	19	96	90	61	139
	計	100	3,238	586	275	805	237	62	375	280	174	444
	うち措置	54.4	1,760	159	123	498	193	41	224	188	81	253

Ⅱ 児童の状況

1. 年齢の状況

(1) 在籍児の年齢の状況

回答のあった172施設の在籍児童数は3施設4,660人で、前年度調査（回答175施設4,933人）と比較して3施設273人減少している。

在籍児を年齢区別にみると、5歳以下が98人（2.1%）、6歳から11歳が1,052人（22.6%）、12歳から14歳が1,078人（23.1%）、15歳から17歳が1,635人（35.1%）で、前年度調査と同様に年齢が上がるにしたがって在籍数は増えている。全

在籍児童数4,660人に占める18歳未満3,863人の割合は82.9%で前年度調査より1.5ポイント上がった。

在籍児全体に占める措置（2,659人）の割合は57.1%であるが、18歳未満の児童に限ってみると措置率は64.7%となっている。それぞれ前年度調査の全体の措置割合55.2%、18歳未満の措置割合62.5%と比べ、措置児童の割合は全体で1.9ポイント、18歳未満では2.2ポイント増加している。

措置児童の割合を年齢区別にみると、5歳以下が88.8%（前年度調査82.4%）、6歳から11歳が70.7%（同67.1%）、12歳から14歳が65.9%（同64.2%）、15歳から17歳が58.7%（同57.1%）となっており、年齢が上がるにしたがって措置率が低くなる傾向は前年度調査と同様であるが、全ての年代で前年度より措置率が上がっている。

また、在所延長年齢の18歳から19歳の措置率は56.9%（前年度調査54.8%）で、半数以上が20歳までの措置延長が適用されており、この年代においても前年度調査から若干措置率が上がっている。

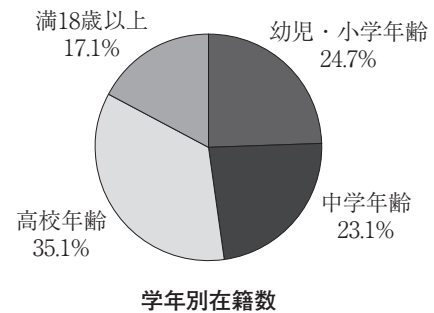


表13 年齢構成（全体）

	人数	%
合計	4,660	100
男	3,180	68.2
女	1,480	31.8
うち措置（再掲）	2,659	57.1

	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	小計	%
人数	98	1,052	1,078	1,635	3,863	82.9
%	2.1	22.6	23.1	35.1	82.9	
男	73	753	746	1,109	2,681	57.5
女	25	299	332	526	1,182	25.4
うち措置（再掲）	87	744	710	959	2,500	

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳～	不明	小計	%
人数	269	152	106	270	0	797	17.1
%	5.8	3.3	2.3	5.8	0	17.1	
男	187	99	65	148	0	499	10.7
女	82	53	41	122	0	298	6.4
うち措置（再掲）	153	5	1	0	0	159	

在籍児童の平均年齢〔表14〕は、「10歳未満」が2施設（1.2%）,「10～15歳未満」が77施設（44.8%）,「15～18歳未満」が26施設（15.1%）となっている。平均年齢18歳未満の施設については、105施設で無回答の施設を除いて全体に占める割合を比較してみると、前年度調査で91.2%,今年度調査は92.9%と高い割合で推移していることから、回答施設の多くが児童施設としての役割である移行支援を計画的に進めていることが推察される。

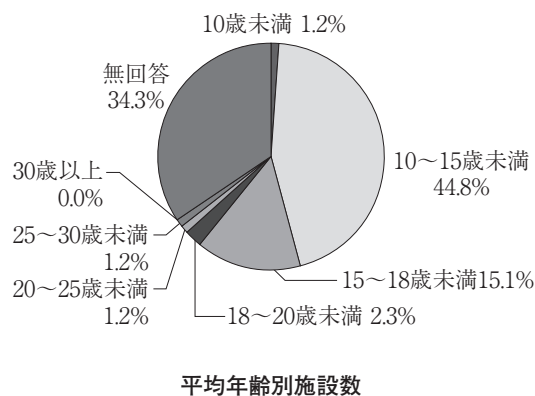


表14 平均年齢

	施設数	%
10歳未満	2	1.2
10～15歳未満	77	44.8
15～18歳未満	26	15.1
18～20歳未満	4	2.3
20～25歳未満	2	1.2
25～30歳未満	2	1.2
30歳以上	0	0
無回答	59	34.3
計	172	100

(2) 在所延長児童の状況

在所延長児童数は、全体で前年度調査（882人）から大幅に減少し478人となった。この全体数は、過去の調査の中で最も少ない結果となっており、地区ごとに前年度の人数と比較すると、ほぼ全ての地区で減少傾向にあり、特に関東地区（前年度調査210人）、近畿地区（前年度327人）、九州地区（前年度96人）で大きな減少となっている。

表15 過剰児童数及び地区別加齢児比率

	全体	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
人数	478	18	76	122	27	10	102	16	52	55
%	10.3	2.9	17.4	10.9	5.3	5.9	15.1	5.7	26.1	8.5

「満20歳以上の在籍率の状況」〔表16〕は、0%が151施設（87.8%）と、前年度調査の50施設（28.6%）から大幅に増加した。回答施設の多くで、すでに20歳に達した在所延長児童や20歳未満で次のライフステージにつなげる移行調整を計画的に図ってきた成果がうかがえる。

表16 満20歳以上の在籍率の状況

割合	施設数	%	公	民
0%	151	87.8	46	105
10%未満	6	3.5	1	5
10～20%未満	5	2.9	0	5
20～30%未満	2	1.2	0	2
30～40%未満	4	2.3	2	2
40～50%未満	2	1.2	1	1
50～60%未満	1	0.6	0	1
60～80%未満	1	0.6	0	1
80～100%未満	0	0	0	0
100%	0	0	0	0
計	172	100	50	122

(3) 入所時の年齢

児童の入所時の年齢〔表17〕をみると、小学校入学年齢の6歳が最も多く437人（9.4%）、次いで中学校卒業年齢の15歳が436人（9.4%）、小学校卒業年齢の12歳が348人（7.5%）となっている。5歳以下の児童は643人（13.8%）で前年度調査より7人の減となった。前年度調査と同様に、小学校卒業年齢から中学校卒業年齢で入所する児童の割合が高く、やはり児童の体力の増加やその他家庭内での行動面での対応などの困難さが出現してくる時期ということが関連していると思われる。一方で就学前及び小学就学年齢の児童は合わせると1,080人（23.2%）を占めており、一人親家庭の増加や貧困などの実情にも目を向けて、社会的養護の必要な子どもへの視点ももちながら丁寧な支援を継続していく必要がある。

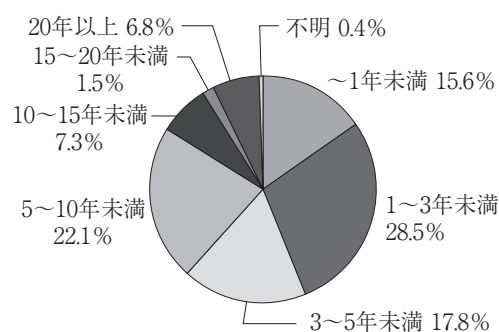
表17 児童の入所時の年齢

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計		不明	合計
合計	9	41	166	190	237	643	合計	462	4,660
%	0.2	0.9	3.6	4.1	5.1	13.8	%	9.3	100
男	5	26	112	149	169	461			
女	4	15	54	41	68	182			

	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	小計
合計	437	250	260	274	286	276	348	332	310	436	185	171	3,555
%	9.4	5.4	5.6	5.9	6.1	5.9	7.5	6.9	6.7	9.4	4.0	3.7	76.3
男	324	177	176	186	189	195	229	210	212	297	124	116	2,435
女	113	73	84	88	97	81	119	112	98	139	61	55	1,120

2. 在籍期間

「在籍期間」〔表18〕は、5年から10年未満が1,030人（22.1%）と最も多く、次いで3年から5年未満が831人（17.8%）となっている。また、6ヶ月未満から2～3年未満までの児童数を合わせると2,053人（44.1%）と前年度調査とほぼ同割合で、入所時の年齢と在籍期間の状況からも、通過型施設として移行支援に取り組んでいる成果であろう。



在籍期間別の在籍数

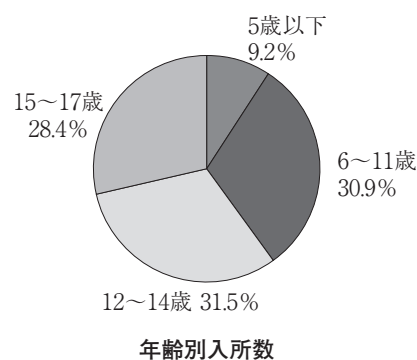
表18 在籍期間

	6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	不明	計
合計	424	299	727	603	831	1,030	338	72	317	19	4,660
%	9.1	6.4	15.6	12.9	17.8	22.1	7.3	1.5	6.8	0.4	100
男	306	197	501	410	593	700	236	45	176	16	3,180
女	118	102	226	193	238	330	102	27	141	3	1,480

3. 入所の状況

(1) 入所児童数

令和2年度中の新規入所児童数〔表19〕は、全体で890人、前年比7人の増で、回答施設が3施設減ったにもかかわらず、新規入所児童数が増えていることは、それぞれの施設で積極的な移行支援と合わせ、新規の入所受入れを行っていることが捉えることができる。内訳は措置が令和2年度入所児童全体の61.8%（550人）、契約が38.2%（340人）で、前年度調査と同様に措置が契約を上回っているが、措置の割合が前年度と比べ4.7ポイント減少した（前年度調査の措置割合66.5%）。障害児入所施設における措置と契約という二つの入所形態が存在する制度については、都道府県によって措置率に差があるという実態もふまえ、今後も課題点等を整理しながらこの制度の在り方について検討を進めていく必要がある。



年齢区分別では、5歳以下が82人（9.2%）、6歳から11歳が275人（30.9%）、12歳から14歳が280人（31.5%）、15歳から17歳が253人（28.4%）で、前年度調査では6歳から11歳の新規入所児童が最も多かったが、今年度調査では12歳から14歳の入所児童数が最も多い結果となった。

表19 令和2年度中の新規入所児数（全体）

	人数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳
全体	890	82	275	280	253
措置	550	76	190	177	107
	100	13.8	34.5	32.2	19.5
契約	340	6	85	103	146
	100	1.8	25.0	30.3	42.9

$$\text{入所率} = \frac{\text{入所者総数}}{\text{定員}} \times 100$$

令和2年度入所率	14.5%
----------	-------

表20 年間新規入所数の状況

入所数	施設数	%	公立	私立
0人	15	8.7	4	11
1人	21	12.2	5	16
2人	22	12.8	6	16
3人	18	10.5	6	12
4人	17	9.9	3	14
5人	17	9.9	6	11
6人	13	7.6	5	8
7人	18	10.5	4	14
8人	5	2.9	2	3
9人	0	0	0	0
10人	9	5.2	2	7
11人以上	17	9.9	7	10
計	172	100	50	122

年間新規入所児童数の状況〔表20〕は、新規入所児童数0人が15施設（8.7%）と前年度調査より4施設減少し、10人以上の新規入所があったという施設が26施設（15.1%）となった。18歳という年齢で移行期限が定められている児童施設においては、それぞれの施設で在籍児童の年齢に偏りがあった場合に、その年度によって移行支援の対象となる児童の集中や入退所児童数が大きく変動する状況が生じていることが推察される。

(2) 一時保護が必要とされた児童の受け入れ状況

一時保護の委託を受けている事業所は、142施設（82.6%）となっており、一時保護に対する保護者の拒否や、同意がスムーズに取れない場合に、子どもの最善の利益を守るためのセーフティネットとしての機能を果たすべく取り組んでいる施設の姿勢がうかがえる。このことはまさに社会的養護そのものであり、報酬等についての、実態に即して全国統一した整理等が求められる。委託を受けている場合の受け入れ児童数〔表22〕からは、委託を受けている142施設のうち、117施設82.4%が実際に委託を受け支援していることがみてとれる。

表21 一時保護の委託の状況

	施設数	%	公立	私立
一時保護の委託を受けている	142	82.6	43	99
委託を受けていない	12	7.0	4	8
無回答	18	10.5	3	15
計	172	100	50	122

表22 委託を受けている場合の受け入れ人数

入所数	施設数	%	施設種別	
			公立	私立
0人	25	17.6	10	15
1人	27	19.0	9	18
2人	17	12.0	5	12
3人	14	9.9	2	12
4人	13	9.2	2	11
5人	5	3.5	3	2
6人	10	7.0	2	8
7人	6	4.2	0	6
8人	5	3.5	1	4
9人	3	2.1	2	1
10～14人	11	7.7	5	6
15人以上	6	4.2	2	4
計	142	100	43	99

(3) 入所の理由

入所の理由〔表23〕は、前年度調査と同様に「家族の状況等」「本人の状況等」に分けて複数回答を求めた。調査結果に前年度と大きな変化は無く、それぞれの項目での主要因と付随要因の割合もほぼ同様の割合で推移している。家族の状況等では「保護者の養育能力不足」が今年度も最も多く48.3%、次いで「虐待・養育放棄」で32.3%となっており、多くの子どもたちが厳しい生活環境に置かれ、「育ち」が十分保障されないような状況にあったとみられる。改めて発達に課題を抱える子どもを持つ保護者の子育てにおける孤独感や心理的な葛藤なども含め、きめ細かな背景の把握と支援策の必要性をあらわしているものと推察され、同時に全在籍児童について、「ADL・生活習慣の確立」「行動上の課題改善」が保護者の状況と密接に関連していることも支援者は念頭におく必要があろう。また、入所時年齢のところでも述べたが、子どもの成長に伴う体力の伸びや要求の強まりなどに伴う日常行動が、家庭内での養育を困難にしている可能性も垣間みえる。

また、「貧困」に起因する入所理由につながる「親の離婚・死別」や「家庭の経済的理由」及び「保護者の疾病・出産等」の理由での入所も前年度調査と同様の傾向であり、支援現場の実感からは種々の理由の陰に貧困のもたらす負の影響（虐待の誘発や不十分な養育等）を強く感じ取れることも多く、引き続き注視していく必要がある。また契約入所の場合にこうした家庭の出身児童が衣類の十分な補充や、修学旅行等就学に絡む費用に困難をきたす「施設内貧困児童」に陥らないよう、制度的対応等についての検討の必要性は、今年度調査でも大きく変わっていないと推察される。

一方、本人の状況等では、前述したとおり「ADL・生活習慣の確立」と「行動上の課題改善」のいわゆる療育目的の入所理由が圧倒的に多く、行動上の課題改善のために入所する傾向も続いている。背景には養育力の低下による規範意識の弱さや、愛着形成の不十分さなどがあることが推察されるため、育ちの環境に一層視点をあてていく必要がある。

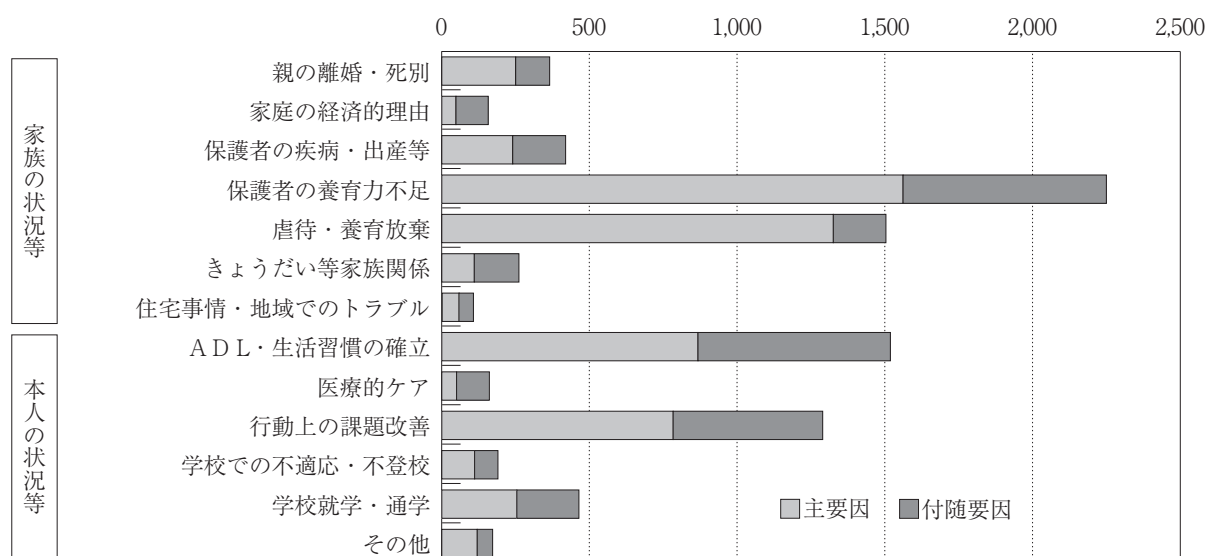
学校就学・通学のための入所については、前年度調査と比べ若干減少したものの、地域によっては障害児入所施設が学校の寄宿舎的な役割を担っていることがうかがえると同時に、児童施設として運営していく方針が明確になり、高校卒業後の移行支援に積極的に取り組んだことでの、児童の入れ替

りがさらに多くなったものと推察される。

いずれにしても入所理由の如何にかかわらず、多様な生活環境から強い影響を受けて施設入所に至った児童の支援にあたって、背負いきれないほどの「重い荷物」を背負い、心に傷を抱えて入所してくる児童が、自身で安心・安全を感じとり、自らを肯定できるよう、個人の生活歴に即して個別ニーズに寄り添っていく丁寧な支援が一層求められている。

表23 入所理由（重複計上）

内 容	在籍者全員について						うち令和2年度入所者について						
	主たる要因		付随する要因		計	在籍者比	主たる要因		付随する要因		計	令和2年度入所者比	
	措置	契約	措置	契約			措置	契約	措置	契約			
家族の状況等	親の離婚・死別	120	130	81	34	365	7.8	15	15	8	5	43	4.9
	家庭の経済的理由	38	10	90	19	157	3.4	3	2	10	2	17	1.9
	保護者の疾病・出産等	147	93	133	46	419	9.0	24	13	21	7	65	7.4
	保護者の養育力不足	975	586	523	165	2,249	48.3	151	78	76	33	338	38.5
	虐待・養育放棄	1,270	55	149	29	1,503	32.3	189	7	28	5	229	26.1
	きょうだい等家族関係	36	74	90	61	261	5.6	9	22	14	8	53	6.0
	住宅事情・地域でのトラブル	17	41	23	26	107	2.3	2	19	3	4	28	3.2
本人の状況等	ADL・生活習慣の確立	538	329	401	250	1,518	32.6	68	53	77	39	237	27.0
	医療的ケア	28	22	86	25	161	3.5	11	7	14	2	34	3.9
	行動上の課題改善	413	370	359	147	1,289	27.7	89	65	50	29	233	26.5
	学校での不応・不登校	72	39	51	28	190	4.1	18	8	25	10	61	6.9
	学校就学・通学	81	173	132	78	464	10.0	14	46	27	13	100	11.4
	その他	73	47	31	21	172	3.7	12	11	6	2	31	3.5
実人数	2,659	2,001	2,659	2,001	4,660	100	550	340	550	340	890	100	



(4) 虐待による入所の状況

被虐待入所児童〔表24〕は、350人と令和2年度の入所者に占める割合は39.3%で、前年度調査と比べ、実人数、割合ともに減少しているものの、依然として虐待に歯止めがかかっていないことがうかがえる。また、虐待の内容〔表26〕のネグレクトをみると在籍児童に占める割合は大きく、虐待の内容それぞれが、複雑に重複して起きることを考えると、心理的虐待やネグレクトが顕在化しにくいと

いう現状からカウントされていない児童の存在も考慮する必要がある。また、虐待の及ぼす精神・行動面の影響が長く続くことを考えると、一人ひとりの行動に一層細やかな配慮が求められるところであらう。

平成12年の児童の虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）施行以降の虐待による児童数の推移をみても、法の趣旨、役割が社会に浸透してきたということもあり、令和2年度の全国の児童相談所への児童虐待通告件数（厚生労働省）は20万件超となった。障害児入所施設においては平成18年の児童福祉法改正による契約制度の導入で一時的な減少はみられたものの、この10年以上にわたっての経年変化をみると、入所児童の減少にもかかわらず被虐待児童は確実に一定割合を占めており、その対応はもとより、児童相談所や市町村の家庭児童相談室、保健センターや相談支援事業所あるいは要保護児童地域対策協議会など広範な関係機関との連絡調整を図りながら、一層の早期発見に努め、児童虐待の撲滅と未然防止に向けて具体的な取り組みが求められる。

表24 虐待による入所数

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元	令和2	計
男	229	247	243	194	221	194	217	199	227	226	230	2,427
女	151	151	151	174	104	124	137	123	124	170	120	1,529
計	380	398	394	368	325	318	354	322	351	396	350	3,956

表25 令和2年度 被虐待入所児童の内訳

	被虐待児	児相判断
男	230	187
女	120	108
計	350	295

被虐待児加算認定児童数（令和3年6月1日現在）184人
 左記の他に被虐待児受入加算を受けたことがある児童 630人
 ※350人のうち、契約により入所の児童 40人

虐待の内容〔表26〕については、ネグレクトが46.2%、身体的虐待が35.5%、心理的虐待が13.5%、性的虐待が4.8%となっている。全国の児童相談所への児童虐待通告件数では、平成28年度以降、心理的虐待の割合が全体の5割を超え最も多い相談内容となっているが、本調査ではネグレクトが大きな割合を占めていることから、その背景にも目を向ける必要があらう。

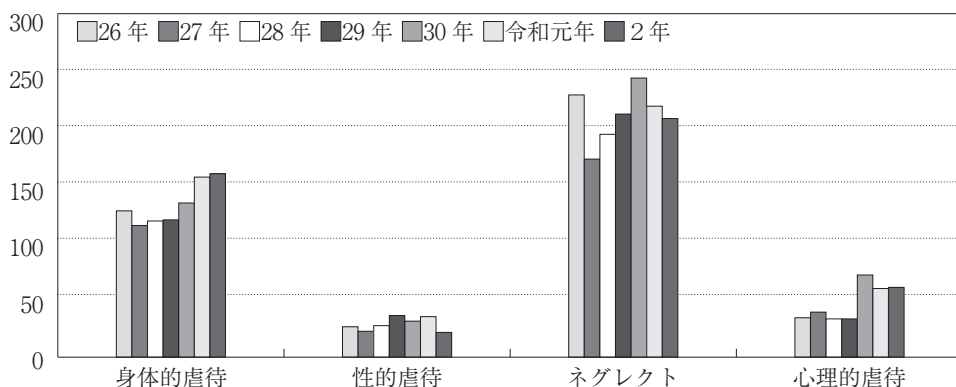


表26 虐待の内容（※重複計上）

	計	入所数比	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他	
21年度	373	49.4	126	27	258	62	5	
22年度	380	47.1	136	30	250	68	22	
23年度	398	53.1	137	23	244	32	11	
24年度	394	47.0	133	39	246	36	19	
25年度	368	43.7	108	31	186	35	8	
26年度	325	43.9	130	27	233	35		
27年度	318	48.0	117	23	176	40		
28年度	381	38.6	121	28	198	34		
29年度	322	41.1	122	37	216	34		
30年度	351	44.8	137	32	248	73		
令和元年度	396	50.5	160	36	223	61		
令和2年度	人数	459	51.6	163	22	212	62	
	%	100		35.5	4.8	46.2	13.5	
	男	308	67.1	111	4	144	49	
	女	151	32.9	52	18	68	13	

4. 退所の状況

(1) 退所児数

令和2年度の退所数〔表27〕は863人（内訳は措置490人，契約373人），前年度調査より85人減少している。

年齢では18歳から19歳の退所が566人（65.6%）と前年度と同様，最も多く，過去10年間の調査結果も踏まえると，支援学校高等部等卒業と同時に退所する流れが，一定程度，確立されている。

18歳以上入所者（いわゆる「過齢児」）については，満20歳以上の退所が前年度調査から24人増加し97人（11.2%）になっており，みなし規定の期限に向けて，関係する施設において積極的な移行が図ったことによるものと推察される。

また15歳から17歳は95人（11.0%）となっており，義務教育修了時が退所の契機になっているケースもあることがみてとれる。

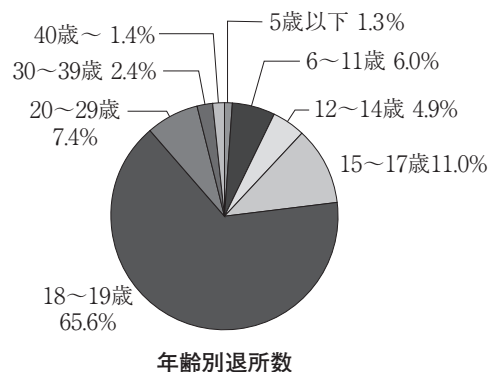


表27 令和2年度退所数

		退所数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上
23年度		1,009	5	67	58	93	501	195	67	23
		100	0.5	6.6	5.7	9.2	49.7	19.3	6.6	2.3
24年度		930	11	54	55	119	486	146	47	12
		100	1.2	5.8	5.9	12.8	52.3	15.7	5.1	1.3
25年度		870	8	53	59	115	446	129	40	20
		100	0.9	6.1	6.8	13.2	51.3	14.8	4.6	2.3
26年度		823	11	46	51	104	480	90	31	10
		100	1.3	5.6	6.2	12.6	58.3	10.9	3.8	1.2
27年度		758	5	33	41	102	436	103	22	16
		100	0.7	4.4	5.4	13.5	57.5	13.6	2.9	2.1
28年度		930	7	81	100	151	494	76	12	9
		100	0.8	8.7	10.8	16.2	53.1	8.2	1.3	1.0
29年度		1,081	14	54	55	122	592	143	67	34
		100	1.3	5.0	5.1	11.3	54.8	13.2	6.2	3.1
30年度		977	18	72	64	170	569	70	5	9
		100	1.8	7.4	6.6	17.4	58.2	7.2	0.5	0.9
令和元年度		948	9	61	80	129	596	55	6	12
		100	0.9	6.4	8.4	13.6	62.9	5.8	0.6	1.3
令和2年度	措置	490	9	37	28	60	348	6	2	0
		100	1.8	7.6	5.7	12.2	71.0	1.2	0.4	0
	契約	373	2	15	14	35	218	58	19	12
		100	0.5	4.0	3.8	9.4	58.4	15.5	5.1	3.2

表28 契約児童で利用料滞納のまま退所した児者

	人数	%
令和元年度	14	3.2
令和2年度	10	2.6

令和2年度に利用料を滞納したまま退所した契約児者〔表28〕は10人である。前年度に引き続いて減少しているが、いったん発生すると解決が容易ではなく施設運営面での影響もあることから、予防策及び対応策を法的な観点からも検討しておく必要がある。

表29 令和2年度 年間退所数別施設数

退所数	施設数	%	公立	民立
0人	14	8.1	1	13
1～2人	38	22.1	11	27
3～5人	51	29.7	17	34
6～9人	49	28.5	10	39
10人以上	20	11.6	11	9
計	172	100	50	122

令和2年度の年間退所数別施設数〔表29〕をみると、0人（退所なし）が14施設（8.1%）、1人から2人が38施設（22.1%）であり、児童施設は通過型施設であるにも関わらず退所数が2人以下の施設が約3割（30.2%）となる。そのような施設では、当該年度に支援学校高等部等卒業年齢の児童又

は退所予定の契約入所児童が在籍していないことや地域又は障害者支援施設等への移行が困難な者が一定数、過齢児として入所していることも考えられるため、注視していく必要がある。

なお10人以上の退所は20施設（11.8%）と前年度（24施設、13.7%）に比べて減少しているが、退所数が6人以上の施設数は69施設（40.1%）あり、前年度とほぼ同じ水準（69施設、39.4%）であることから、令和2年度においても、みなし規定の期限に向けた過齢児の退所・移行の取り組み等が引き続き進められたと推察される。

(2) 入退所の推移

〔表30〕は、ここ10年の入退所の推移を整理したものである。回答数が毎年異なるので全施設の状況とはいえないものの、平成28年に入所者数が退所者数を上回った年以外は、平成21年以降退所数が入所数を上回り在籍数の減少傾向を示していた。

しかし、入所数は平成30年度以降、微増傾向を示し、令和2年度は過去10年の中でも2番目に多い890人が入所している。障害がある児童の中に児童虐待等の社会的養護を必要とするケースが増えていることが一因と推察されることから、今後の動向について注視する必要がある。

表30 在籍数の増減（入所数－退所数）の推移

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年度	計
入所数	869	839	843	741	709	947	784	878	883	890	8,383
退所数	1,009	930	870	823	758	930	1,081	977	948	863	9,189
増減	-140	-91	-27	-82	-49	17	-297	-99	-65	27	-806

令和2年度の在籍数の増減〔表30－2〕をみると、減少したのが75施設で前年度調査に比べ7施設の減、増加したのが63施設で6施設の減となっている。10名以上増加した施設が前年度（1施設）から増加（7施設）しているように、増加した施設と増減のない施設数の合計が5割を超える状況にあることから、施設の対応を必要とする社会的養護等の入所ニーズが、一定数存在していることがみてとれる。

表30－2 令和2年度の在籍数の増減

増減	施設数	%	公立	私立
▲10名未満	3	1.7	2	1
▲9名～▲5名	13	7.6	7	6
▲4名～▲1名	59	34.3	14	45
0	34	19.8	11	23
1名～4名	51	29.7	15	36
5名～9名	5	2.9	0	5
10名以上	7	4.1	1	6
計	172	100	50	122

(3) 進路の状況

令和2年度の退所児童の進路（生活の場）〔表31〕について、最も多かったのが「グループホーム・生活寮等」の305人（35.3%）で前年度に比べ6.1ポイント増、「家庭」が225人（26.1%）で2.5ポイント減、「施設入所」が208人（24.1%）で1.6ポイント減となっている。家庭、アパート、グループホーム、社員寮・住み込み等、福祉ホーム、自立訓練（宿泊型）等を合わせると554人（64.2%）となり、児童施設を退所した6割を超える児童が、生活の場を「地域」に移している。児童施設が退所時に児童の意思決定を支援し、また家族の状況等を把握した上で、関係機関と連携しながら、「地域移行」に積極的に取り組んでいることがうかがえる。

表31 令和2年度退所児童の進路（生活の場）

	人数	%
1. 家庭（親・きょうだいと同居）	225	26.1
2. アパート等（主に単身）	4	0.5
3. グループホーム・生活寮等	305	35.3
4. 社員寮・住み込み等	4	0.5
5. 職業能力開発校寄宿舎	3	0.3
6. 特別支援学校寄宿舎	3	0.3
7. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	43	5.0
8. 児童養護施設	4	0.2
9. 知的障害者福祉ホーム	2	0.2
10. 救護施設	0	0
11. 老人福祉・保健施設	1	0.1
12. 一般病院・老人病院	2	0.2
13. 精神科病院	7	0.8
14. 施設入所支援	208	24.1
15. 自立訓練（宿泊型）	14	1.6
16. 少年院・刑務所等の矯正施設	3	0.3
17. その他・不明	14	1.6
18. 死亡退所	13	1.5
不明	8	0.9
計	863	100

令和2年度の退所児童の進路（日中活動の場）〔表31-2〕をみると、生活介護の利用が278人（32.2%）で最も多かった。

保育所・幼稚園、小中学校、特別支援学校等の利用は、144人（16.7%）であり、児童の成長及び行動の落ち着き並びに家庭環境の改善などを目的に施設に入所し、退所後は児童本人の障害の軽重に関わらず、地域の福祉サービスの充実等により家庭等で生活できるケースが多くなったと推察される。

また、一般就労、福祉作業所・小規模作業所、職業能力開発校、就労移行支援、就労継続支援A型・B型等の就労系は318人（36.8%）で、前年度調査と大きな変化はない。

令和2年度退所者のフォローアップ〔表32〕では、予後指導を実施した退所者の割合は40.7%（351人）と前年度調査（43.5%）から減少し、実施回数も579回で前年度調査（760回）から減少した。

例年、全体の半数を超える施設が実施していることから、フォローアップの重要性や取り組みの必要性は認識されているが、人的な負担が大きいと、すべての退所児童を対象としたフォローアッ

プの（複数回）実施ができない現状があると考えられる。フォローアップ業務を事業化し、障害福祉サービスの報酬として算定できるようにするなど制度的な対応が必要である。

また、退所児童本人及び保護者等が必要な福祉サービス等を活用できるように、退所前に施設が市町村等との連携を図ることも必要であろう。

表31-2 令和2年度退所児童の進路（日中活動の場）

	人数	%
1. 家庭のみ	22	2.5
2. 一般就労	85	9.8
3. 福祉作業所・小規模作業所	42	4.9
4. 職業能力開発校	3	0.3
5. 特別支援学校（高等部含む）	71	8.2
6. 小中学校	9	1.0
7. 小中学校（特別支援学級）	46	5.3
8. その他の学校	11	1.3
9. 保育所・幼稚園	7	0.8
10. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	11	1.3
11. 児童発達支援センター・児童発達支援事業等	0	0
12. 児童養護施設	0	0
13. 救護施設	0	0
14. 老人福祉・保健施設	1	0.1
15. 一般病院・老人病院（入院）	2	0.2
16. 精神科病院（入院）	7	0.8
17. 療養介護	4	0.5
18. 生活介護	278	32.2
19. 自立訓練	18	2.1
20. 就労移行支援	29	3.4
21. 就労継続支援A型	28	3.2
22. 就労継続支援B型	131	15.2
23. 地域活動支援センター等	1	0.1
24. 少年院・刑務所等の矯正施設	3	0.3
25. その他・不明	29	3.4
26. 死亡退所	13	1.4
不明	12	1.4
計	863	100

表32 令和2年度退所者のフォローアップ

	施設数	%	公立	私立
実施した	95	55.2	33	62
予後指導実施人数（人）	351	40.7	174	177
予後指導実施回数（回）	579		323	256
退所者（人）	863	100		
実施していない	57	33.1	13	44
無回答	20	11.6	4	16
計	172	100	50	122

5. 家庭の状況

(1) 家庭の状況

家庭の状況〔表33〕は、両親世帯が1,856人（39.8%）、母子世帯が1,575人（33.8%）、父子世帯が498人（10.7%）、「きょうだい」「祖父母・親戚」「その他」が284人（6.1%）といずれも前年度調査と大きな変化はなかった。

世帯別の措置率をみると、両親世帯が51.5%、母子世帯が73.2%、父子世帯が59.2%となっており、両親世帯及びひとり親世帯のいずれにおいても、虐待等のケースによって、措置入所している児童が半数以上を占める状況が続いている。

このような状況は、家庭での養育困難、親の養育力の低下等が背景にあると思われ、親がいない場合などは、本来社会的養護の枠組みである「措置」で対応することが望まれる。祖父母や親戚が保護者になっている世帯は3割近くが契約となっている。祖父母等が未成年後見人として、契約入所しているケースであると推察される。「契約」による施設利用が難しいケースについては公的責任である「措置」で対応する等、入所制度の適正運用が必要である。

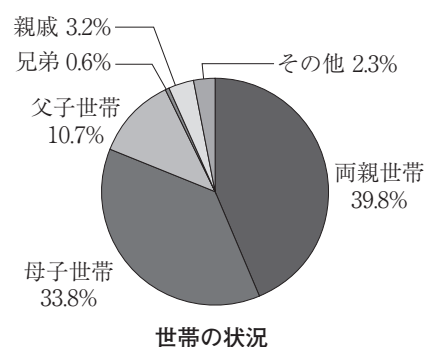


表33 家庭の状況

		人数	%
両親世帯	人数	1,856	39.8
	うち措置人数	956	36.0
母子世帯	人数	1,575	33.8
	うち措置人数	1,153	43.4
父子世帯	人数	498	10.7
	うち措置人数	295	11.1
きょうだいのみ世帯	人数	29	0.6
	うち措置人数	21	0.8
祖父母・親戚が保護者世帯	人数	150	3.2
	うち措置人数	103	3.9
その他	人数	105	2.3
	うち措置人数	89	3.3
在籍児総数	人数	4,660	100
	うち措置人数	2,659	100

兄弟・姉妹で入所	世帯数	150	
	人数	482	10.3
	うち措置世帯数	131	
	うち措置人数	393	14.8

(2) 帰省・面会の状況

家庭の状況〔表33〕を背景に帰省の状況〔表34〕をみると、帰省が全くない児童は措置と契約を合わせて2,475人（53.1%）と前年度調査2,112人（42.8%）から増加している。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大したため、その影響も考慮する必要もあるが、過去数年の帰省状況から、契約入所であっても帰省困難な家庭状況にある児童が一定数存在し、契約入所制度の適正運用が求められる状況にある。

年に1回以上の帰省があった児童は前年度（52.8%）及び前々年度（55.6%）は在籍児数の半数を超えていたが、今年度は38.8%に減少している。要因として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が考えられるが、帰省頻度の減少は入所児童の心理に悪影響を及ぼすこともあるため、各施設においては新型コロナウイルス感染症の対策だけでなく、入所児童の「心のケア」の必要性も高まり、「感染症対策と療育」を両立することが非常に困難な状況にあったものと推察される。

表34 帰省の状況

		人数	%
週末（隔週）帰省	措置	136	2.9
	契約	334	7.2
月1回程度	措置	169	3.6
	契約	215	4.6
年1～2回	措置	459	9.8
	契約	493	10.6
帰省なし	措置	1,895	40.7
	契約	580	12.4
無回答		379	8.1
在籍児数	人数	4,660	100

帰省できない理由〔表35〕は「家庭状況から帰せない」が1,331人（53.8%）で前年度（1,564人・74.1%）及び前々年度（1,583人・71.4%）と同様に、最も多い状況にある。

入所した原因となる家族関係や保護者の状況、あるいは本人の状態などの問題が入所後も容易には改善できない状況が続いていると推察される。

令和2年度は「その他」が人数（912人）、施設数（80施設）ともに前年度（267人、49施設）及び前々年度（249人、46施設）と比べて増加していることは、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した地域において、施設が家庭帰省を制限した等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が帰省に影響したと考えられる。

表35 帰省できない理由（重複計上）

			%
親がいない	人数	93	3.8
	施設数	53	
地理的条件	人数	28	1.1
	施設数	20	
本人の事情で帰らない	人数	148	6.0
	施設数	46	
家庭状況から帰せない	人数	1,331	53.8
	施設数	129	
その他	人数	912	36.8
	施設数	80	
「帰省なし」の児童数		2,475	100

面会等の状況〔表36〕は、「家族の訪問なし」が1,581人（33.9%）となり前年度（1,106人・22.4%）から大きく増加している。「面会の制限が必要な児童」は229人（4.9%）と、前年度（195人・4.0%）より34人、0.9ポイントの微増であることから、ここにも新型コロナウイルス感染症の感染拡大が影響していると考えられる。

親子関係の調整が困難なケース数は数年大きな変化はなく、家庭基盤そのものが脆弱化し、入所に至る児童が多く存在していることがうかがえる。親や家族との関係改善は容易なものではなく、こうした現状は進路にも影響を及ぼすことになると推察される。

表36 面会等の状況

	人数	%
家族の訪問なし	1,581	33.9
週末（隔週）ごとに家族が訪問	355	7.6
月に1回程度家族が訪問	591	12.7
年に1～2回程度家族が訪問	895	19.2
職員が引率して家庭で面会	35	0.8
面会の制限の必要な児童	229	4.9
無回答	974	20.9
計	4,660	100

6. 就学の状況

在籍児の就学・就園の状況〔表37〕をみると、就学前児童が170人（前年度226人）であり、そのうち幼稚園又は保育所に通う児童が42.9%（73人）と、前年度31.9%（72人）より増加している。

義務教育年齢児童2,223人（前年度2,353人）の就学状況は、特別支援学校小・中学部が1,482人（同1,689人）、小中学校の特別支援学級が548人（同494人）であり、小・中学校の普通学級21人（同20人）と合わせると、義務教育年齢児童のうち特別支援学校又は小・中学校に通学する児童が92.3%（同93.6%）を占めている。

また義務教育修了児童1,603人（同1,669人）のうち、特別支援学校高等部、高等特別支援学校、特別支援学校専攻科及び一般高校に通う者が96.0%（同96.3%）を占めている。

なお、特別支援学校（小・中・高）に通学する児童が2,747人（68.7%）と前年度（3,048人・71.8%）より減少し、小中学校の特別支援学級（548人・13.7%）は前年度（494人・11.6%）より増加している。

表37 在籍児の就学・就園の状況

就学形態		施設数	人数	%
就学前児童 (活動形態)	幼稚園への通園	20	34	0.9
	保育所に通所	5	39	1.0
	児童発達支援事業等療育機関	2	10	0.3
	園内訓練	40	67	1.7
	その他	9	20	0.5
義務教育年齢 児童	訪問教育	4	56	1.4
	施設内分校・分教室	10	116	2.9
	特別支援学校小・中学部	150	1,482	37.1
	小中学校の特別支援学級	90	548	13.7
	小中学校の普通学級	6	21	0.5
義務教育修了児童 (就学形態)	訪問教育	5	16	0.4
	施設内分校・分教室	3	48	1.2
	特別支援学校高等部	139	1,265	31.7
	高等特別支援学校	35	244	6.1
	特別支援学校専攻科	4	24	0.6
	一般高校	6	6	0.2
通園・通学児童数		172	3,996	100

表38 学年別就学数

	人数	就学率	小学生						中学生			高等部		
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
児童数	3,826	82.1	121	135	162	165	229	237	295	354	402	474	463	513

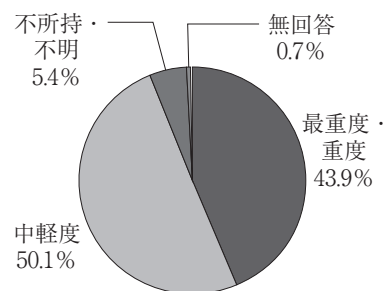
学年別就学児童数〔表38〕をみると、在籍児童数に占める就学率が前年度調査（78.9%）から増加（82.1%）している。各施設が、過齢児の移行支援に積極的に取り組み、本来の児童施設としての姿になりつつあると推察される。

学校（学部等）別割合は、小学校（小学部等）1,049人（27.4%）、中学校（中学部等）1,051人（27.5%）、高等学校（高等部等）1,450人（37.9%）と前年度調査とほぼ同様の割合となっている。

7. 障害の状況

(1) 障害程度の状況

障害程度の状況〔表39〕は、最重度・重度が2,045人（43.9%）、中軽度は2,333人（50.1%）であった。前年度調査と比べて大きな変化はなかった。



障害程度の状況

表39 障害程度の状況

療育手帳	人数	%
最重度・重度	2,045	43.9
中軽度	2,333	50.1
不所持・不明	250	5.4
無回答	32	0.7
計	4,660	100

(2) 重度認定の状況

令和3年度の重度認定数〔表40〕は、措置が114施設・517人（認定率19.4%）、契約が115施設・744人（認定率37.2%）であった。

また、強度行動障害加算認定数〔表41〕は、措置が18施設・38人（認定率1.4%）、契約が27施設・67人（認定率3.3%）で前年度調査と比べて大きな変化はなかった。

表40 重度認定数

	施設数	人数	認定率
令和3年度重度加算数 (措置)	114	517	19.4
令和3年度重度加算数 (契約)	115	744	37.2

表41 強度行動障害加算認定数

	施設数	人数	認定率
令和3年度強度行動障害加算認定数 (措置)	18	38	1.4
令和3年度強度行動障害加算認定数 (契約)	27	67	3.3

(3) 重複障害の状況

重複障害の状況〔表42〕については、自閉スペクトラム症が1,546人（31.6%）で、全在籍児童の約3分の1を占めている。

表42 重複障害の状況

	人数	%
自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）	1,546	33.2
統合失調症	23	0.5
気分障害（周期性精神病、うつ病性障害など）	20	0.4
てんかん性精神病	58	1.2
その他（強迫性、心因反応、神経症様反応など）	47	1.0
現在員	4,660	100

身体障害者手帳の所持状況〔表43〕は、1級が357人（前年度比82人増）、2級が155人（前年度比66人増）で、身体障害者手帳を所持する児童の56.1%、在籍児童の8.0%が1級となっている。

身体障害者手帳の内訳〔表43-2〕では、肢体不自由が207人（35.5%）となっている。

重度重複加算の状況〔表44〕では、措置（0.7%）・契約（0.5%）と対象となる児童は少ない状況にある。これは、重度重複加算が重度障害児支援加算の条件に該当し、かつ3種類以上の障害を有することが要件となっているためであると推察され、加算要件の緩和が望まれる。

表43 身体障害者手帳の所持状況

身体障害者手帳	人数	%
1級	357	56.1
2級	155	24.4
3級	60	9.4
4級	30	4.7
5級	14	2.2
6級	20	3.1
計	636	13.6
現在員	4,660	100

表43-2 身体障害者手帳の内訳

身体障害者手帳	人数	%
視覚	30	4.7
聴覚	49	7.7
平衡	2	0.3
音声・言語又は咀嚼機能	7	1.1
肢体不自由	207	35.5
内部障害	32	5.0
手帳所持者実数	636	13.6
現在員	4,660	100

表44 重度重複加算の状況

		施設数	人数	%
令和2年6月1日認定数	措置	16	26	1.0
	契約	11	17	0.8
令和3年6月1日認定数	措置	13	18	0.7
	契約	9	11	0.5

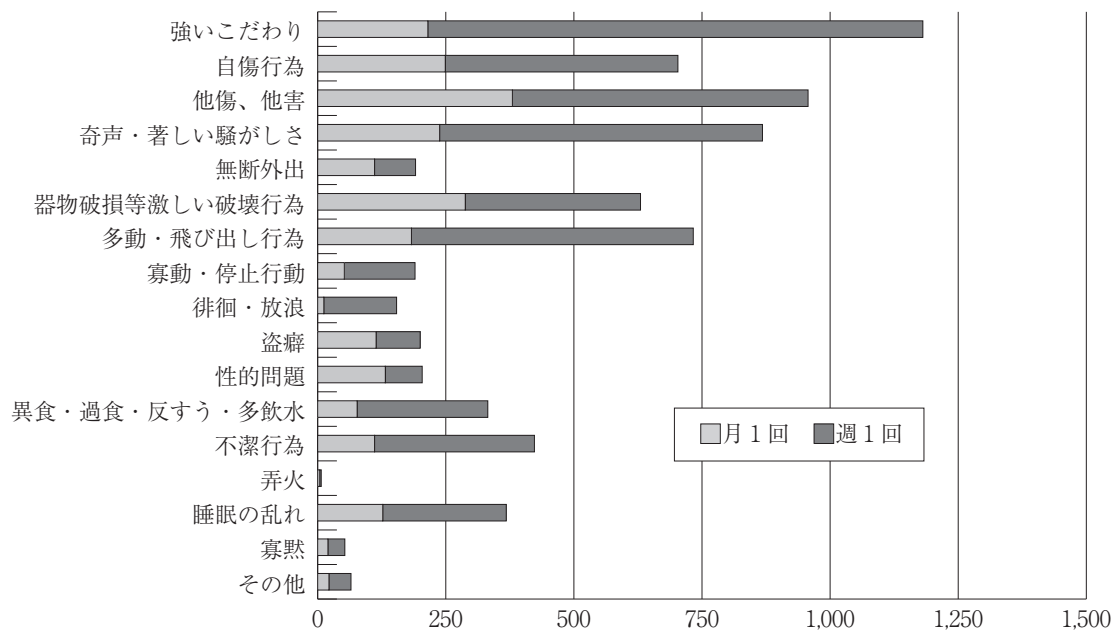
8. 行動上の困難さの状況

行動上の困難さの状況〔表45〕を頻度別（重複計上）に調査し、人数は延べ数とした。その結果、週1回の頻度では、「強いこだわり」966人（20.7%）,「奇声・著しい騒がしさ」630人（13.5%）,「他傷,他害」577人（12.4%）,「多動飛び出し行為」550人（11.8%）の順に多く、月1回の頻度では、「他傷,他害」380人（8.2%）,「器物破損等激しい破壊行為」288人（6.2%）,「自傷行為」249人（5.3%）,「奇声・著しい騒がしさ」238人（5.1%）「強いこだわり」215人（4.6%）,の順に多くなっている。

表45 行動上の困難さの状況

（重複計上）

	頻度	施設数	人数	%
強いこだわり	月1回	57	215	4.6
	週1回	137	966	20.7
自傷行為	月1回	78	249	5.3
	週1回	126	454	9.7
他傷, 他害	月1回	95	380	8.2
	週1回	119	577	12.4
奇声・著しい騒がしさ	月1回	70	238	5.1
	週1回	128	630	13.5
無断外出	月1回	48	111	2.4
	週1回	26	80	1.7
器物破損等激しい破壊行為	月1回	93	288	6.2
	週1回	91	342	6.9
多動・飛び出し行為	月1回	60	183	3.9
	週1回	116	550	11.8
寡動・停止行動	月1回	27	52	1.1
	週1回	59	138	3.0
徘徊・放浪	月1回	11	12	0.3
	週1回	48	142	3.0
盗癖	月1回	55	114	2.4
	週1回	41	86	1.8
性的問題	月1回	49	132	2.8
	週1回	34	72	1.5
異食・過食・反すう・多飲水	月1回	40	77	1.7
	週1回	90	255	5.5
不潔行為	月1回	48	111	2.4
	週1回	102	312	6.7
弄火	月1回	2	4	0.1
	週1回	2	3	0.1
睡眠の乱れ	月1回	50	127	2.7
	週1回	83	241	5.2
寡黙	月1回	10	20	0.4
	週1回	14	33	0.7
その他	月1回	5	22	0.5
	週1回	13	43	0.9
在籍児数			4,660	



9. 医療対応の状況

(1) 医療機関の受診状況

受診科目別の通院の状況（令和2年度実績）〔表46〕では、全体で1人平均12.1回通院していることから、ほぼ毎月1回以上通院していることになる。通院回数が多いのは、小児科・内科が実人数3,087人（在籍比66.2%）・1人平均5.0回、次いで精神科・脳神経外科が実人数2,645人（在籍比56.8%）、1人平均7.7回、歯科が実人数2,305人（在籍比49.5%）・1人平均2.9回となっている。

全施設の通院の延べ回数は56,343回で、1施設当たり327.6回となっており、施設はほぼ毎日なんらかの通院をしていることとなる。

障害児入所施設は、医療型障害児入所施設と福祉型障害児入所施設に制度上分けられたが、通院付き添いでみると、福祉型障害児入所施設の負担割合が大きいことがうかがえる。看護師配置加算、嘱託医制度があるものの、それだけでは対応しきれないため、児童指導員・保育士が通院に費やす時間等を含め、業務量が多くなっている。

表46 受診科目別の通院の状況（令和2年度実績）

	施設数	実人数	在籍比	延べ回数	1施設平均	1人平均
精神科・脳神経外科	157	2,645	56.8	20,452	130.3	7.7
小児科・内科	156	3,087	66.2	15,527	99.5	5.0
外科・整形外科	140	812	17.4	2,442	17.4	3.0
歯科	148	2,305	49.5	6,701	45.3	2.9
その他	140	2,883	61.9	11,221	80.2	3.9
実数	172	4,660	100	56,343	327.6	12.1

(2) 服薬の状況

服薬の状況〔表47〕は、最も多いのが向精神薬・抗不安薬で1,786人（38.3%）、次いで抗てんかん薬が797人（17.1%）、睡眠薬が598人（12.8%）となっている。

表47 服薬の状況

	施設数	人数	%
抗てんかん薬	153	797	17.1
抗精神薬・抗不安薬	160	1,786	38.3
睡眠薬	134	598	12.8
心臓疾患	29	33	0.7
腎臓疾患	15	16	0.3
糖尿病	7	8	0.2
喘息	48	77	1.7
貧血	26	36	0.8
その他	66	440	9.4
実数	172	4,660	100

(3) 入院の状況

入院の状況〔表48〕は、令和2年度に入院があったのは86施設157人で、入院日数は8,827日、入院付添い日数は358日であった。

表48 令和2年度入院の状況

入院あり			%
施設数		86	50
人数		157	3.4
日数		8,827	
	うち付添日数	358	

(%はそれぞれ施設数比，在籍数比)

(4) 契約制度の影響

毎年、僅かではあるが「経済的負担を理由とした通院見合わせ」、「医療費の支払いの滞納」が発生している。子どもの健全な育成を考える上で、適切な医療受診は欠かすことができず、今後は制度的な対応も必要であろう。

表49 保険証の資格停止・無保険（契約児）

		%
施設数	12	7.0
令和2年度延べ人数	42	0.9
令和3年6月1日現在延べ人数	41	0.9

表50 経済的負担を理由とした通院見合わせ（令和2年度～令和3年6月1日まで）

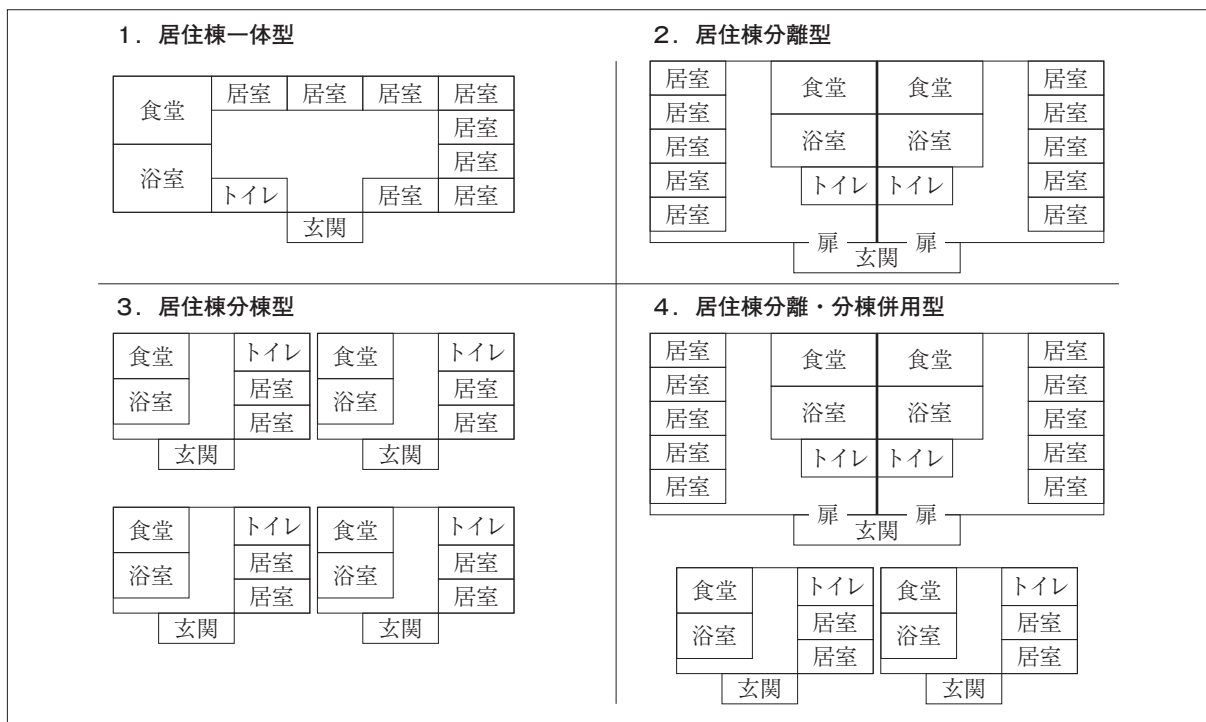
		%
ある人数	2	0.0
延べ回数	2	

表51 医療費の支払いの滞納（令和3年5月末日）

		%
ある人数	8	0.2
延べ金額（円）	1,129,380	

Ⅲ 施設の設備・環境と暮らしの状況

1. 施設建物の形態



形態分類

1. 居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む）
2. 居住棟分離型（構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造）
3. 居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）
4. 居住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記2、3を合わせて設けている構造）
5. 敷地外に生活の場を設けている

施設の形態〔表52〕は、生活環境の質の高さを検討するために、施設の形態を上記のように5つに分類し、調査をしたものである。居住棟一体型が76施設（44.2%）と最も多く約半数を占めるが、分離型が66施設（38.4%）に増加し、分棟型は7施設（4.1%）、分離・分棟併用型は6施設（3.5%）となった。

今年度調査でも前年度調査と同様に、分棟型、分離・分棟併用型の割合が増加し、児童の生活の場の小規模化が進んでいることがみてとれる。「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告書においても、小規模化を推進すべきであると明記されており、今後もさらにこうした家庭的な養育環境の推進整備が進むことが望まれる。

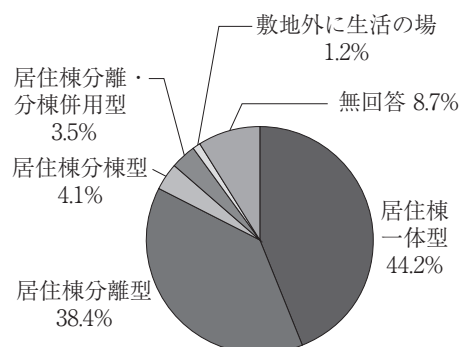


表52 施設の形態

	施設数	%
居住棟一体型	76	44.2
居住棟分離型	66	38.4
居住棟分棟型	7	4.1
居住棟分離・分棟併用型	6	3.5
敷地外に生活の場を設けている（自活訓練含む）	2	1.2
か所数（箇所）	2	
食事は本体より配食	1	
食事は自前調理	1	
本体からの配食+自前調理	0	
無回答	15	8.7
計	172	100

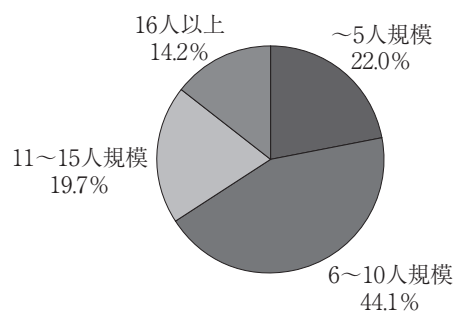
2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成

生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位。

(1) 生活単位の設置数

生活単位の設置数〔表53〕について、規模別施設数で最も多かったのは、6人から10人で64施設・199単位となっており、16人以上が37施設・64単位、11人から15人が44施設・89単位、5人以下が27施設・99単位であった。

全生活単位のうち10人以下の小規模な生活単位が占める割合が前年度調査61.7から66.1%と年々増加し、6割以上を占めており、生活単位の小規模化が毎年進んでいることがみてとれる。



生活単位規模別の状況

なお、平成24年度に新設された小規模グループケア加算を受けている施設は43施設（25%）〔表68〕と、生活単位の小規模化と小規模グループケアを実施する施設が増加傾向にある。

表53 生活単位の設置数

（複数計上）

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人以上	計 (施設数は実数)
生活単位数	99	199	89	64	451
%	22.0	44.1	19.7	14.2	100
公立	28	55	33	24	140
民立	71	144	56	40	311
施設数	27	64	44	37	172
施設平均	3.7	3.1	2.0	1.7	2.6

(2) 専任スタッフ数

〔表53〕の生活単位451単位に対して、専任スタッフ数〔表54〕は2,002人配置され、1単位平均4.4人となっている。規模別の平均専任スタッフ数は、1単位16人以上の規模で10.2人、11人から15人の規模が5.0人、6人から10人が3.6人、5人以下が1.8人となっている。徐々に生活単位の小規模化が進んでおり、また、職員配置が増加しつつある状況がみてとれる。

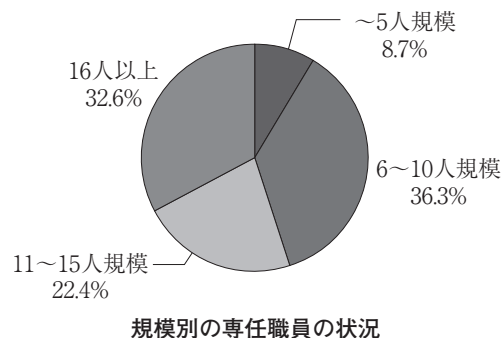


表54 専任スタッフ数

	~5人規模	6~10人規模	11~15人規模	16人以上	計
専任スタッフ (人)	174	726	449	653	2,002
単位平均 (人)	1.8	3.6	5.0	10.2	4.4
公立	98	251	259	268	876
民立	76	475	190	385	1,126
施設数	25	61	41	37	164
平均 (人)	7.0	11.9	11.0	17.6	12.2

(3) 児童と直接支援職員の比率

児童定員と直接支援職員数の比率〔表55〕では、職員1人に対し児童2~2.5人以下が45施設(26.2%)と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の施設数合計が138施設(80.3%)と大勢を占めている。設置主体別にみると、職員1人に対し児童3人以下の施設が、公立45施設(90.0%)、民立93施設(76.3%)となっている。

在籍数と直接支援職員数の比率〔表56〕では、職員1人に対して児童2~2.5人以下が42施設(24.2%)と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の施設の合計が150施設(87.2%)と年々大幅に増加している。設置主体別では、職員1人に対し児童3人以下の施設が公立では合計45施設(90.0%)、民立は合計105施設(86.1%)となっている。さらに、在籍比で職員1人に対し児童2人以下の施設が110施設(63.9%)となっており、従来の人員配置基準であった4.3:1を大きく超えて、手厚い職員配置をしている施設が多くを占めている。

こうした実態・実情を受けて、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定では、協会が長年要望してきた、「障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し」が行われ、約50年ぶり、半世紀を経て、人員配置基準が4.3:1から4:1へと見直され、基本報酬の見直しも行われたことは、大変喜ばしいことである。

しかしながら、全国的に4:1よりも手厚い人員配置をしている施設は数多く、今後そうした実態に見合った手厚い支援をしている施設に対する加算等の導入についても検討する必要があるだろう。

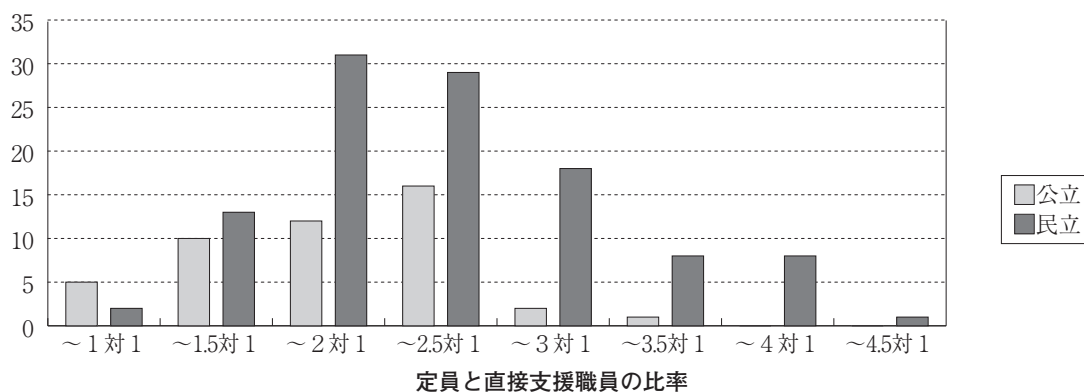


表55 定員：直接支援職員の比率

定員：職員	~1：1	~1.5：1	~2：1	~2.5：1	~3：1	~3.5：1	~4：1	~4.5：1	無回答	計
施設数	7	23	43	45	20	9	8	1	16	172
%	4.1	13.4	25.0	26.2	11.6	5.2	4.7	0.6	9.3	100
公立	5	10	12	16	2	1	0	0	4	50
%	10.0	20.0	24.0	32.0	4.0	2.0	0	0	8.0	100
私立	2	13	31	29	18	8	8	1	12	122
%	1.6	10.7	25.4	23.8	14.8	6.6	6.6	0.8	9.8	100

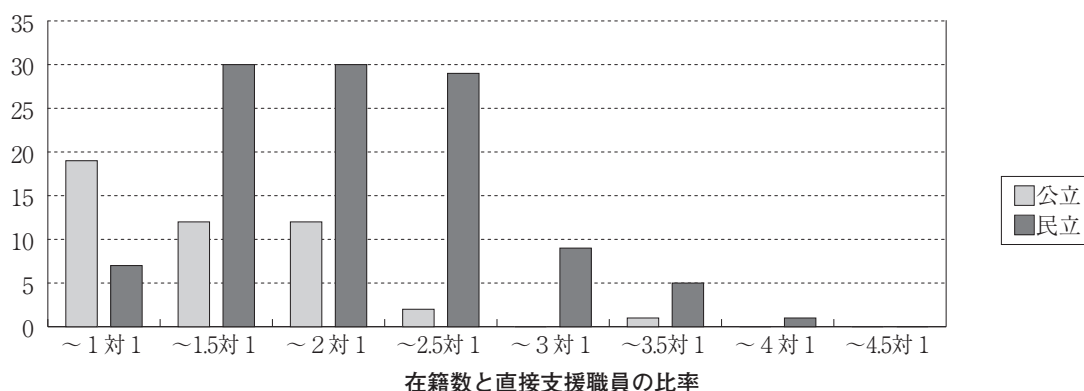


表56 在籍数：直接支援職員の比率

在籍：職員	~1：1	~1.5：1	~2：1	~2.5：1	~3：1	~3.5：1	~4：1	~4.5：1	無回答	計
施設数	26	42	42	31	9	6	1	0	15	172
%	15.1	24.4	24.4	18.0	5.2	3.5	0.6	0	8.7	100
公立	19	12	12	2	0	1	0	0	4	50
%	38.0	24.0	24.0	4.0	0	2.0	0	0	8.0	100
私立	7	30	30	29	9	5	1	0	11	122
%	5.7	24.6	24.6	23.8	7.4	4.1	0.8	0	9.0	100

3. 「自活訓練事業」の取り組み状況

施設機能強化推進事業の特別事業として制度化され、継続している自活訓練事業は、19施設（11.0%）で取り組まれている〔表57〕。設置主体別では公立が6施設（12.0%）、民立が13施設（10.7%）となっている。

自活訓練事業の実施について今後検討すると回答した施設は、公立は5施設、民立は30施設となっている。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定では、自活訓練事業について、加算の見直し、算定要件の見直し等が行われ、現行よりも見直し後の方が柔軟に設定されており、今後この制度のさらなる活用がなされることを期待したい。

表57 自活訓練事業の実施状況

		計	%	
自活訓練事業の実施施設数		19	11.0	
公立	実施している	6	12.0	
	自活訓練加算	措置（人）	10	
		契約（人）	8	
		加算対象外〔独自加算〕（人）	0	
	今後検討する	5	10.0	
	無回答	39	78.0	
	計	50	100	
民立	実施している	13	10.7	
	自活訓練加算	措置（人）	22	
		契約（人）	11	
		加算対象外〔独自加算〕（人）	14	
	今後検討する	30	24.6	
	無回答	79	64.8	
	計	122	100	

IV 地域生活・在宅サービスの状況

1. 障害児等療育支援事業の実施状況

障害児等療育支援事業の実施状況〔表58〕は、「実施している」が16施設（9.3％）で前年度調査（24施設13.7％）と比較すると減少している。

事業内容別実施件数〔表59〕においては、「外来療育等相談事業」における実施件数が1,908件と前年度調査（3,723件）と比較して大幅に減少している。また「施設支援事業」についても、保育所・幼稚園における実施件数（248件、前年度調査595件）、学校における実施件数（254件、前年度調査411件）ともに減少している。成人期まで支援の対象としている事業であるが、実質的には児童期の支援にそのニーズが集中していることが推察され、児童期においては児童発達支援センターをはじめとする通所系の事業所における「保育所等訪問支援事業」の拡充等によって、全体的な実施件数の減少につながっているものと考えられる。

当事業は利用負担が発生しないことなど活用意義は充分にあるものの、支援形態や支援内容について見直しが必要であろう。

表58 障害児等療育支援事業（都道府県の地域生活支援事業とした事業等）の実施数

	施設数	%
実施している	16	9.3
法人内の他施設が実施している	18	10.5
実施していない	94	54.7
無回答	44	25.6
計	172	100

表59 事業内容別実施件数

	件数
訪問療育等指導事業	1,234
外来療育等相談事業	1,908
施設支援事業	593
保育所・幼稚園	248
学校	254
作業所	1
その他	90

2. 短期入所事業の実施状況

短期入所事業の実施状況〔表60〕は、154施設（89.5％）、9割近くの施設が実施している。また、併設型の定員規模別施設数〔表61〕は、定員4人が最も多く15施設（20.8％）、次いで定員2人が13施設（18.1％）、定員3人と5人が9施設（12.5％）となっている。前年度調査において例年より大幅な減少がみられた利用実績〔表62〕については、利用実人数が1,091人（1,080人）、延べ利用件数が3,396件

(前年度調査2,939件)、延べ利用日数が10,786日(前年度調査10,242日)と前年度よりわずかに増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響で利用できない状況等は継続しているものと推察される。

延べ利用件数の内訳〔表62-2〕では、1泊が1,706件(50.2%)と最も多く、次いで2泊が508件(15.0%)となっており、現在利用中(滞在中)の児童の最長日数〔表63〕では7日以内の利用が最も多く62.0%を占めている。

年間180日以上利用する場合の理由〔表64〕については、最も多いのが「障害者支援施設への入所待機」で12件(45.5%)となっている。

施設・事業所への入所待機のための利用については、前年度調査と同様、半数を超える割合を占めているが、移行時における課題の受け皿としての利用が多いことが推測される。今後は自立した生活を目指すための事前準備のための利用が増えていくことを期待したい。

表60 短期入所事業の実施状況

	施設数		%
		154	
実施している	併設型	72	—
	空床型	77	—
	無回答	18	—
実施していない	12		7.0
無回答	6		3.5
計	172		100

表61 定員規模別施設数(併設型)

	施設数	%
1人	1	1.4
2人	13	18.1
3人	9	12.5
4人	15	20.8
5人	9	12.5
6人	5	6.9
7人	0	0
8人	2	2.8
9人以上	5	6.9
無回答	13	18.1
計	72	100

表62 利用実績(令和3年4月~令和3年6月までの3か月間)

利用実人数	1,091
利用件数(延べ)	3,396
利用日数(延べ)	10,786
1人当たりの平均利用件数	3.1
1事業所当たりの利用実人数	7.1

表62-2 利用件数（延べ）内訳

	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～28泊	29泊以上	不明	計
利用件数	1,706	508	333	278	42	71	69	389	3,396
%	50.2	15.0	9.8	8.2	1.2	2.1	2.0	11.5	100

表63 現在利用中（滞在中）の児童の最長日数

	～7日	8～14日	15～21日	22～30日	31～60日	61～90日	91～179日	180日以上	計
利用日数	44	4	3	6	4	3	5	2	71
%	62.0	5.6	4.2	8.5	5.6	4.2	7.0	2.8	100

表64 年間180日以上利用する場合の理由

	施設数	%	件数	%
障害者支援施設への入所待機のため	12	38.7	30	45.5
グループホームへの入居待機のため	0	0	0	0
その他福祉施設等への入所待機のため	4	12.9	4	6.1
地域での自立した生活をするための事前準備のため	3	9.7	10	15.2
本人の健康状態の維持管理のため	2	6.5	2	3.0
家族の病気等のため	4	12.9	8	12.1
その他	6	19.4	12	18.2
計	31	100	66	100

3. 日中一時支援事業の実施状況

市町村の地域生活支援事業である日中一時支援事業の実施状況〔表65〕は、「実施している」が118施設（68.6%）と前年度調査（127施設）と比べて減少している。

表63 日中一時支援事業の状況

	施設数	%
実施している	118	68.6
実人数	2,536	
延べ人数	34,132	
実施していない	43	25
無回答	11	6.4
計	172	100
実施市区町村数	201	

4. 福祉教育事業の実施状況

福祉教育事業の実施状況〔表66〕は、「実施している」が118施設（68.6%）と前年度調査より28施設、14.8ポイント減少している。

事業内容と受け入れ状況〔表66-2〕については、「小・中・高校生のボランティア」の受け入れ人数が97人と前年度調査（885人）から大幅に減少、また「民間作業ボランティア」についても501人と前年度調査（2,661人）から大幅に減少している。いずれも新型コロナウイルス感染症の影響によるものと思われるが、「福祉教育」の視点から、比較的早期からのボランティア体験が意義あると考えられるため、小・中・高校生のボランティアの受け入れが、学校側との連携により計画的に行われていくことが望まれる。

表66 福祉教育事業の実施状況

		施設数	%
実施している		118	68.6
実施していない		31	18.0
無回答		23	13.4
計		172	100
公立	実施している	33	66
	実施していない	9	18
	無回答	8	16
	計	50	100
私立	実施している	85	69.7
	実施していない	22	18.0
	無回答	15	12.3
	計	122	100

表66-2 事業内容と受け入れ状況

	総計		公立		私立	
	施設数	人数	施設数	人数	人数	延人数
小・中・高校生のボランティア	9	97	4	76	5	21
民間ボランティア	17	501	9	24	2	277
学校教員・教職免許の体験実習	18	122	10	84	8	38
単位実習〔保育士〕	98	1,147	28	313	70	834
単位実習〔社会福祉士・主事〕	15	62	8	46	7	16
施設職員の現任訓練	3	4	2	3	1	1
その他	22	339	3	86	19	253

5. 地域との交流

表67 地域との交流

交流内容	施設数	%	公立	私立
入所児の地域行事・地域活動等への参加	86	50	24	62
地域住民の施設行事への参加	58	33.7	17	41
施設と地域との共催行事の開催	27	15.7	9	18
地域住民をボランティアとして受け入れ	61	35.5	22	39
地域の学校等との交流	38	22.1	8	30
施設と地域が共同で防災・防犯訓練を実施	35	20.3	12	23
子育てや障害に関する相談会・講演会の実施	12	7.0	6	6
施設設備の開放や備品の貸し出し	57	33.1	17	40
その他	19	11.0	3	16
実数	172	100	50	122

V 施設運営・経営の課題

1. 施設の運営費

(1) 加算の認定状況

令和3年度の加算認定状況〔表68〕について、前年度調査で加算取得率の高かった上位7項目（重度障害児支援加算，入院・外泊時加算，栄養士配置加算，児童指導員等加配加算，看護師配置加算，職業指導員加算，心理担当職員配置加算）は、今年度調査においても同様の結果となっている。小規模グループケア加算は前年度調査36施設（20.6％）から43施設（25％）と7施設増加し、小規模化への取り組みが進んでいる状況がうかがえる。障害児入所施設の在り方に関する検討会（厚生労働省）等における検討を受けて、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において新たな加算が新設された。ソーシャルワーカー配置加算については、32施設（18.6％）が加算を受けており、各施設で児童に対する必要な支援として体制を整えていることが推察される。小規模グループケア加算（サテライト型）については3施設（1.7％）とまだ加算取得率の低い状況であり、サテライトとして運用できる環境整備にかかる課題が大きいものと推測される。

表68 令和3年度の加算認定状況

	施設数	%
重度障害児支援加算	124	72.1
入院・外泊時加算	116	67.4
栄養士配置加算	115	66.9
児童指導員等加配加算	111	64.5
看護師配置加算	98	57.0
職業指導員加算	59	34.3
心理担当職員配置加算	53	30.8
小規模グループケア加算	43	25
栄養ケアマネジメント加算	39	22.7
強度行動障害児特別加算	36	20.9
ソーシャルワーカー配置加算	32	18.6
入院時特別支援加算	24	14.0
重度重複障害児加算	17	9.9
自活訓練加算	13	7.6
地域移行加算	13	7.6
乳幼児加算	9	5.2
小規模グループケア加算（サテライト型）	3	1.7
施設数	172	100

(2) 自治体の補助の状況

自治体の加算措置〔表69〕については、人件費等の事務費の補助は「ある」が41施設（23.8％）、「ない」が109施設（63.4％）と、前年度調査と比べると「ある」が3.2ポイント増加し、「ない」も4ポイント増加している。事業費に対する加算措置は、「ある」が45施設（26.2％）、「ない」が106施設（61.6％）と、前年度調査と比べると「ある」は2.2ポイント増加し、「ない」も6.2ポイント増加している。

表69 自治体の加算措置の有無 — 職員配置等の事務費および事業費の補助 —

	事務費	%	事業費	%
ある	41	23.8	45	26.2
ない	109	63.4	106	61.6
無回答	22	12.8	21	12.2
計	172	100	172	100

2. 在所延長規定の廃止に伴う今後の施設整備計画

(1) 障害者支援施設の指定状況

平成24年施行の改正児童福祉法により在所延長規定が廃止され、障害児入所施設に関する在り方検討会報告書でも満18歳をもって退所とする取扱いを基本とすることが明記されたが、現に在所している満18歳以上の入所者の在所継続のための障害者支援施設の指定状況〔表70〕について調査したところ、「障害者支援施設の指定を受けている」が前年度調査75施設（42.9%）から66施設（38.4%）に減少し、「受けていない」は100施設（57.1%）から106施設（61.6%）に増加している。

表70 障害者支援施設の指定状況

	施設数	%	公立	民立
受けている	66	38.4	22	44
受けていない	106	61.6	28	78
計	172	100	50	122

(2) 今後の対応方針

在所延長規定の廃止により、今後は児童施設として維持するのか障害者支援施設に転換するのか対応の方針を定めなければならないこととされている。今後の対応方針〔表71〕では、「児童施設として維持する」が、前年度調査131施設（74.9%）から138施設（80.2%）に、「障害者支援施設を併設する」が27施設（15.4%）から21施設（12.2%）に、「障害者支援施設に転換する」は0施設から1施設（0.6%）に、無回答が17施設（9.7%）から12施設（7.0%）となっている。過齢児が未だ残されている状況の中で、児童のための入所機能を維持する方針を定める施設が増えていることがみてとれる。

表71 今後の対応方針

	施設数	%	公立	民立
児童施設として維持する	138	80.2	41	97
障害者支援施設を併設する	21	12.2	5	16
障害者支援施設に転換する	1	0.6	0	1
無回答	12	7.0	4	8
計	172	100	50	122

(3) 今後の児童施設の定員

今後の児童施設の定員〔表72〕については、「児童施設の定員の変更なし」は、前年度調査137施設（78.3%）から142施設（82.6%）に、「児童施設の定員を削減する」が17施設（9.7%）から11施設

(6.4%)になり、削減予定数は372人から160人と減少している。「定員を削減する」の内訳は、公立は5施設から2施設、民立についても12施設から9施設に減少している。

定員の変更をしない142施設は今後も児童施設として運営する方針と思われる、〔表71〕「今後の対応方針」の結果とほぼ一致している。定員を削減するのは、障害者支援施設を併設又は転換といった方針によるものと思われるが、在籍児が定員に満たない施設も多くある状況から、今後も児童施設として維持しながらも定員を削減する施設もあると思われる。無回答の19施設は方向性を決めかねているものと推察される。

表72 今後の児童施設の定員

	施設数	%	公立	民立
定員の変更なし	142	82.6	41	101
定員を削減する	11	6.4	2	9
削減数（人）	160		15	145
無回答	19	11.0	7	12
計	172	100	50	122

(4) 障害種別の一元化に向けた対応

障害種別の一元化に向けて他の障害の受け入れに伴う設備・構造をみると、身体障害の車椅子対応〔表73〕については、現状で受け入れが可能な施設が前年度調査43施設（24.6%）から36施設（20.9%）に、受け入れ困難な施設が62施設（35.4%）から67施設（39.0%）となっている。

また、盲・ろうあ児の受け入れ〔表74〕については、現状で受け入れ可能とする施設が12施設（6.9%）から11施設（6.4%）となり、受け入れ困難な施設は87施設（49.7%）から95施設（55.2%）となっている。障害種別の一元化に関して、特に身体障害への対応はバリアフリー等の整備が必要であるが、現状の入所児の障害像や家庭的養育に係る小規模化とのバランスも課題であり、一元化への対応が進まない状況が推察される。

表73 身体障害の車椅子対応

	計	%	公立	民立
現状で可能	36	20.9	10	26
改築等が必要	42	24.4	14	28
受け入れ困難	67	39.0	18	49
無回答	27	15.7	8	19
計	172	100	50	122

表74 盲・ろうあ児の受け入れ

	計	%	公立	民立
現状で可能	11	6.4	1	10
改築等が必要	30	17.4	10	20
受け入れ困難	95	55.2	28	67
無回答	36	20.9	11	25
計	172	100	50	122

3. 在所延長している児童の今後の見通し

在所延長している児童の今後の見通し〔表75〕については、施設入所支援対象が75施設・270人（18歳以上の在籍者33.9%）、グループホーム対象が29施設・94人（同11.8%）、家庭引き取りが10施設・22人（同2.8%）となっている。令和3年度末までに移行可能となっているのは、施設入所支援で77人（同9.7%）、グループホームで47人（同5.9%）にとどまっており、都道府県と市区町村が連携した移行支援体制を早急に構築することが望まれる。

表75 在所延長している児童の今後の見通し

		数	%（*）	公立	私立
家庭引き取り	施設数	10	5.8	6	4
	人数	22	2.8	17	5
単身生活	施設数	3	1.7	2	1
	人数	3	0.4	2	1
施設入所支援対象	施設数	75	43.6	23	52
	人数	270	33.9	61	209
	令和3年度末までに移行可能	77	9.7	23	54
グループホーム対象	施設数	29	16.9	7	22
	人数	94	11.8	53	41
	令和3年度末までに移行可能	47	5.9	18	29

（*）施設数の％は回答施設数における割合、人数の％は18歳以上の在籍者数における割合

4. 児童相談所との関係

(1) 措置後の児童福祉司等の施設訪問

児童相談所が入所措置を行った後の児童福祉司等の施設訪問〔表76〕については、令和2年度に訪問があったのは143施設（83.1%）、訪問がないが16施設（9.3%）となっている。訪問のある児童相談所のか所数〔表76-2〕では、5か所以上が38施設（26.6%）で最も多く、次いで2か所と3か所が29施設（20.3%）となっている。

令和2年度訪問回数〔表76-3〕は、5回以上が90施設（62.9%）と最も多く、次いで2回が8施設（5.6%）となっている。訪問のあった施設では児童相談所職員の訪問回数は比較的多いといえるが、訪問のない施設も16施設（9.1%）あることから、児童相談所の取り組みや対象となる児童の支援の内容に温度差があることがうかがえる。

表76 措置後の児童福祉司等の施設訪問

	施設数	%
令和2年度に訪問あった	143	83.1
訪問はない	16	9.3
不明・無回答	13	7.6
計	172	100

表76-2 令和2年度訪問箇所数（児童相談所数）

令和2年度訪問箇所数	施設数	%
1 箇所	20	14.0
2 箇所	29	20.3
3 箇所	29	20.3
4 箇所	17	11.9
5 箇所以上	38	26.6
不明・無回答	10	7.0
訪問のあった施設実数	143	100

表76-3 令和2年度訪問回数

令和2年度訪問回数	施設数	%
1 回	7	4.9
2 回	8	5.6
3 回	6	4.2
4 回	4	2.8
5 回以上	90	62.9
不明・無回答	28	19.6
訪問のあった施設実数	143	100

(2) 児童相談所との連携

児童相談所との連携〔表77〕は、「県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で行っている」が43施設（25%）、「定期的に児童相談所を訪問して協議している」が10施設（5.8%）、「不定期であるが、児童相談所を訪問して協議している」が83施設（48.3%）であった。

契約制度の導入により児童相談所と施設の連携が希薄になっていることが施設現場から指摘されているが、定期的や不定期に協議の場を通じて児童相談所との関係を強化しなければ複雑化している家庭環境や虐待に代表される児童福祉の危機に適切に対応していくことはできないであろう。施設側から積極的に児童相談所に働きかけをしていくことが必要である。

表77 児童相談所との連携

（重複計上）

	施設数	%
県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で行っている	43	25
定期的に児童相談所を訪問して協議している	10	5.8
不定期であるが、児童相談所を訪問して協議している	83	48.3
特に行っていない	28	16.3
不明・無回答	16	9.3
施設実数	172	100

(3) 18歳以降の対応

18歳以降の対応〔表78〕については、措置児童の場合、「18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない」が4施設（2.3%）、「高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない」が53施設（30.8%）、「高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる」が101施設（58.7%）であった。一方、契約児童の18歳以降の対応は「18歳到達日以降の支給期間延長は原則として認められない」が7施設（4.1%）、「高校（高等部）卒業までは支給期間延長が認められるが、それ以降は認められない」が89施設（51.7%）、「高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの支給期間延長が認められる」が37施設（21.5%）、「20歳以降も事情により支給期間延長が認められる」が17施設（9.9%）であった。高等部卒業までしか在所延長が認められない割合は契約の方が高く、事情により20歳まで在所延長が認められる割合は措置の方が高くなっている。施設として入所時点で退所後をどうするのか等、児童相談所との連携を深めていく必要がある。

表78 18歳以降の対応

	措置	%	契約	%
18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない	4	2.3	7	4.1
高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない	53	30.8	89	51.7
高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる	101	58.7	37	21.5
20歳以降も事情により措置延長が認められる	—	—	17	9.9
不明・無回答	18	10.5	24	14.0
施設実数	172	100	172	100

5. 利用者負担金の未収状況

利用者負担金の未収状況〔表79〕は、令和2年度の未収が37施設353人（うち令和元年度未収人数は25施設222人）となっている。この状況は、施設だけの責任では済まされないため、何らかの措置を要望する必要があるだろう。

表79 利用者負担金の未収状況

	計
令和2年度未収人数	353
施設数	37
令和2年度未収額（単位千円）	22,727
令和元年度未収人数	222
施設数	25
うち令和元年度未収額（単位千円）	19,858

6. 苦情解決の実施状況

苦情受付件数〔表80〕をみると、令和2年度に苦情が1件以上寄せられたと回答した施設が43施設（25%）、総件数は156件、1施設平均3.6件であった。件数別にみると、1～4件が37施設（21.5%）、5件～9件が2施設（1.2%）、10件以上は4施設（2.3%）、0件は109施設（63.4%）であった。

表80 苦情受付件数

	施設数	%	件数計
令和2年度苦情受付総数	43		156
0件	109	63.4	
1～4件	37	21.5	
5～9件	2	1.2	
10件～	4	2.3	
無回答	20	11.6	
計	172	100	

苦情の内容〔表80-2〕は、「生活支援に関すること」が36施設103件、1施設平均2.9件、施設運営に関すること」が8施設18件、「その他」が14施設35件で、日常生活に関する苦情が多くなっている。

苦情受付総数は前年度調査215件から156件と減少しているが、施設運営や生活支援に対する苦情が潜在化しないためにも、日々の実践の中で見落としのないようにしていかなければならない。

表80-2 苦情の内容

	施設数	%	件数計
施設運営に関すること	8	18.6	18
生活支援に関すること	36	83.7	103
その他	14	32.6	35
苦情のあった施設数	43	100	156

第三者委員等との相談頻度〔表80-3〕は、最も多い頻度は「年に1回」77施設（44.8%）、次いで「学期に1回」20施設（11.6%）、「月1回」は13施設（7.6%）となっている。日常的な活動というより形式的なレベルにある状況は変わらない。「相談の機会はない」との回答は49施設（28.5%）となっている。今後、第三者委員の活動を形式的なものに止めずに福祉サービスの質の向上が図られるような実質的な活動にしていくためには、積極的に取り組んでいる施設の活動等を参考にしていくことが必要であろう。

表80-3 第三者委員等との相談頻度

	施設数	%
月1回	13	7.6
学期に1回	20	11.6
年に1回	77	44.8
相談の機会はない	49	28.5
無回答	13	7.6
計	172	100

調査票 C

※この調査票は、障害児入所施設（福祉型・医療型）、のみご回答ください。

全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査票【事業利用単位】

(令和3年6月1日現在)

記入責任者 氏名		職名

《留意事項》

1. 本調査票は障害児入所施設（福祉型・医療型）事業を対象としています。
当該事業を利用する利用者の状況についてご回答ください。

①「障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて児童福祉法による「経過的施設入所支援」、「経過的生活介護」、「経過的療養介護」等の事業を実施する場合は、両事業の利用者も含めて「障害児入所施設（福祉型・医療型）」としてご回答ください。

例：障害児入所施設（福祉型・医療型）に併せて経過的施設入所支援、経過的生活介護、経過的療養介護、を実施
→ 調査票は1部作成（「障害児入所施設（福祉型・医療型）」で1部）

②従たる事業については、当該事業の利用者を主たる事業に含めてご回答ください。

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて令和3年6月1日現在でご回答ください。

3. マークのある欄は同じ数値が入ります。指示のない限り整数でご回答ください。

※人数等に幅（1～2人など）を持たせないでください。

4. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分をご記入ください。）

なお、日本知的障害者福祉協会会員データへの反映には、別途「全国知的障害関係施設・事業所名簿」巻末の“変更届”にて変更内容を記載し、ご提出（FAX：03-3431-1803）いただく必要がございます。

施設・事業所の名称		電話	
上記の所在地			
経営主体の名称			
施設・事業の種類 ※1つの事業所で2つ以上の事業を実施している場合は、1事業ごとに調査票（コピー）を作成してください。	※施設・事業の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当の番号を選択してください。	01. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 02. 児童発達支援センター（福祉型・医療型） 11. 療養介護 12. 生活介護 13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 14. 自立訓練（宿泊型） 15. 就労移行支援 16. 就労継続支援 A 型 17. 就労継続支援 B 型 18. 施設入所支援	20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援 A 型 20-17. 就労継続支援 B 型
該当する場合にはチェックをしてください。 上記事業に付帯して、 <input type="checkbox"/> ①就労定着支援 <input type="checkbox"/> ②居宅訪問型児童発達支援 を行っている。			

[1]定員	人	開設年月		移行年月	
-------	---	------	--	------	--

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[2] 現在員 (1)(2)(4)の男女別人員計は一致すること	(1) 契約・措置利用者数(合計)				①男 ★ 人	②女 ☆ 人	計 ● 人										
	(2) 年齢別在所者数 ※「6～11歳」のうち6歳児の未就学児数のみを左下枠内に計上のこと																
	年齢	2歳以下	3～5歳	6～11歳※	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	計
	1.男															★	
	2.女															☆	
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	●
	(1)(2)(4)の男女別人員計は一致すること	55歳以下	55歳以上	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	(3) 平均年齢 ※小数点第2位を四捨五入すること				. 歳												
	(4) 利用・在籍年数別在所者数※障害者自立支援法事業の施行(平成18年10月)による新たな事業への移行から利用・在籍している年数で計上のこと ※「18.施設入所支援」、「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」は旧施設からの利用・在籍年数で計上のこと																
	在所年数	0.5年未満	0.5～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～30年未満	30～40年未満	40年以上	計				
	1.男																★
	2.女																☆
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	●	
[3] 障害支援区分別在所者数 ※「療養介護」、「生活介護」、「18.施設入所支援」のみ回答のこと ※[2]の人員計と一致すること ※「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」に併せて経過的施設入所支援、経過的生活介護を実施する場合は対象者のみ計上のこと				非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明・未判定	計					
[4] 療育手帳程度別在所者数 ※[2]の人員計と一致すること				1. 最重度・重度		2. 中軽度			3. 不所持・不明			計					
[5] 身体障害の状況 ※身体障害者手帳所持者についてのみ回答のこと				手帳所持者実数 ○	手帳に記載の障害の内訳 ※重複計上可	1. 視覚	2. 聴覚	3. 平衡	4. 音声・言語 又は咀嚼機能	5. 肢体不自由	6. 内部障害	計					
[6] 身体障害者手帳程度別在所者数 ※[5]の手帳所持者実数と一致すること ※重複の場合は総合等級を回答				1級	2級	3級	4級	5級	6級	計							
[7] 精神障害者保健福祉手帳の程度別在所者数				1級	2級	3級	計										
[8] 精神障害の状況 ※医師の診断名がついているもののみ記入すること ※てんかんとてんかん性精神病は区別し、てんかん性精神病のみ計上のこと ※その他の欄に精神遅滞は計上しないこと				1. 自閉スペクトラム症 (広汎性発達障害、自閉症など)			4. てんかん性精神病			計							
[9] 「てんかん」の状況 ※てんかんとして現在服薬中の人数				[10] 認知症の状況			1. 医師により認知症と診断されている人数			2. 医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数			計				
[11] 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数 ※矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす(基準日現在)				1. 矯正施設		2. 更生保護施設		3. 指定入院医療機関		計							
				うち3年以内		うち3年以内		うち3年以内		うち3年以内							
[12] 上記[11]のうち地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数 ※「18.施設入所支援」「自立訓練(宿泊型)」のみ回答のこと				人		人		人		人							

[13] 支援度	支援度の指標	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない	
[13]－A 日常生活面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分のため、一部介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的な生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。	計
	人員	人	人	人	人	人	● 人
[13]－B 行動面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計
	人員	人	人	人	人	人	● 人
[13]－C 保健面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	身体的健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的な精神変動がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計
	人員	人	人	人	人	人	● 人
[14] 日常的に医療行為等を必要とする利用者数 ※事業所内（職員・看護師）によるもののみ計上すること ※医療機関への通院による医療行為等は除く	1. 点滴の管理（持続的） ※1	人	6. 人工呼吸器の管理 ※4 （侵襲、非侵襲含む）	人	11. 導尿	人	人
	2. 中心静脈栄養 ※2 （ポートも含む）	人	7. 気管切開の管理	人	12. カテーテルの管理 （コンドーム・留置・膀胱ろう）	人	人
	3. ストーマの管理 ※3 （人工肛門・人工膀胱）	人	8. 喀痰吸引 （口腔・鼻腔・カニューレ内）	人	13. 摘便	人	人
	4. 酸素療法	人	9. 経管栄養の注入・水分補給 （胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）	人	14. じょく瘡の処置	人	人
	5. 吸入	人	10. インシュリン療法	人	15. 疼痛の管理 （がん末期のペインコントロール）	人	人
	※1…長時間（24時間）にわたり点滴をおこない、針の刺し直し（針刺・抜針）も含む ※2…末梢からの静脈点滴が難しい方におこなう処置 ※3…皮膚の炎症確認や汚物の廃棄 ※4…カニューレ・気管孔の異常の発見と管理					計	人
[15] 複数事業（所）利用者数 ※日中活動事業（所）・「02. 児童発達支援センター」のみ回答のこと ※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと ※同一事業を複数個所で利用している場合も計上のこと		人		※定期的に利用する日中活動サービスとは療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園とする			
[16] 日中活動利用者の生活の場の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※日中活動事業（所）・「02. 児童発達支援センター」のみ回答のこと ※利用契約をしている利用者の実数を回答のこと		1. 家庭（親・きょうだいと同居）		人	5. 福祉ホーム		人
		2. アパート等（主に単身・配偶者有り）		人	6. 施設入所支援		人
		3. グループホーム・生活寮等		人	7. その他		人
		4. 自立訓練（宿泊型）		人	計		● 人
[17] 施設入所支援利用者の日中活動の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※1 ページ目に「18. 施設入所支援」と印字されている調査票のみ回答のこと ※「01. 障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて実施する経過的施設入所支援は除く		1. 同一法人敷地内で活動					
		2. 同一法人で別の場所（敷地外）で活動					
		3. 他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動					
		4. その他の日中活動の場等で活動					
		計					
[18] 成年後見制度の利用者数 ※当該事業の利用者のみ対象		1. 後見		2. 保佐		3. 補助	
		人		人		人	

☆恐れ入りますが、調査票1ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[19]ーA 令和2年度新規入所者の入所前（利用前）の状況 （令和2年4月1日～令和3年3月31日の1年間）				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1)と(2)の人員計が一致すること				
※該当期間に他の事業種別に転換した事業所はすべての利用者について回答のこと								
(1) 生活の場 (人)				(2) 活動の場 (人)				
1.家庭(親・きょうだいと同居)		15.精神科病院		1.家庭のみ		15.老人福祉・保健施設		
2.アパート等(主に単身)		16.施設入所支援		2.一般就労		16.一般病院・老人病院(入院)		
3.グループホーム・生活寮等		17.自立訓練(宿泊型)		3.福祉作業所・小規模作業所		17.精神科病院(入院)		
4.社員寮・住み込み等		18.少年院・刑務所等の矯正施設		4.職業能力開発校		18.療養介護		
5.職業能力開発校寄宿舎		19.その他・不明		5.特別支援学校(高等部含む)		19.生活介護		
6.特別支援学校寄宿舎		※前年度1年間に新規で入所された方の状況のみ計上してください。		6.小中学校(普通学級)		20.自立訓練		
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)				7.小中学校(特別支援学級)		21.就労移行支援		
8.児童養護施設				8.その他の学校		22.就労継続支援A型		
9.乳児院				9.保育所・幼稚園		23.就労継続支援B型		
10.児童自立支援施設				10.障害児入所施設(福祉型・医療型)		24.地域活動支援センター等		
11.知的障害者福祉ホーム				11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.少年院・刑務所等の矯正施設		
12.救護施設				12.児童養護施設		26.その他・不明		
13.老人福祉・保健施設				13.乳児院				
14.一般病院・老人病院			計		14.救護施設		計	

[19]ーB 令和2年度退所者の退所後（契約・措置解除後）の状況 （令和2年4月1日～令和3年3月31日の1年間）				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1)と(2)の人員計が一致すること ※退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること				
(1) 生活の場 (人)				(2) 活動の場 (人)				
1.家庭(親・きょうだいと同居)		14.施設入所支援		1.家庭のみ		15.一般病院・老人病院(入院)		
2.アパート等(主に単身)		15.自立訓練(宿泊型)		2.一般就労		16.精神科病院(入院)		
3.グループホーム・生活寮等		16.少年院・刑務所等の矯正施設		3.福祉作業所・小規模作業所		17.療養介護		
4.社員寮・住み込み等		17.その他・不明		4.職業能力開発校		18.生活介護		
5.職業能力開発校寄宿舎		小計		5.特別支援学校(高等部含む)		19.自立訓練		
6.特別支援学校寄宿舎		18.死亡退所※		6.小中学校(普通学級)		20.就労移行支援		
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)		※前年度1年間に退所された方の状況のみ計上してください。		7.小中学校(特別支援学級)		21.就労継続支援A型		
8.児童養護施設				8.その他の学校		22.就労継続支援B型		
9.知的障害者福祉ホーム				9.保育所・幼稚園		23.地域活動支援センター等		
10.救護施設				10.障害児入所施設(福祉型・医療型)		24.少年院・刑務所等の矯正施設		
11.老人福祉・保健施設				11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.その他・不明		
12.一般病院・老人病院				12.児童養護施設		小計		
13.精神科病院				13.救護施設		26.死亡退所※		
			計		14.老人福祉・保健施設		計	

[20] 介護保険サービスへの移行・併給状況								※1ページ目施設・事業の種類「18.施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1ページ目「18.施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。	
イ. 令和2年4月1日～令和3年3月31日の1年間に新規に移行又は併給を開始した者を計上すること									
No.	移行・併給開始年齢	性別	知的障害の程度(別表1より)	障害支援区分	移行前の生活の場(別表4より)	移行後の生活の場(別表5より)	介護認定区分(別表6より)	移行・併給後に利用を開始した別表(5)のうち4～7以外の介護保険サービス(別表7より)複数選択可	移行・併給開始の理由(別表8より)
1									
2									
3									
4									
5									
6									

[21] 就職の状況 ※「児童発達支援センター」、「自立訓練（宿泊型）」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。

イ、令和2年4月1日～令和3年3月31日の1年間を調査すること
 ロ、家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合も記入のこと
 ハ、「事業利用（在所）年月」の欄は、現事業（所）での利用（在所）期間を記入のこと
 ニ、「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること
 ホ、[19]-B、(2)活動の場、2-一般就労 の人数と一致すること

No.	就職時 年 齢	性別	事業利用 (在所) 年月	知的障害の程度 (別表1より)	年金受給の有無 (別表2より)	雇用先の業種	仕事の内容	就職時の給与 (月額)	就職時の生活の場 (別表3より)
例	20 歳	男	2年 か月	4	4	飲食店	接客・食器洗浄	¥ 80,000	1
1			年 か月						
2			年 か月						
3			年 か月						
4			年 か月						
5			年 か月						
6			年 か月						
7			年 か月						
8			年 か月						
9			年 か月						
10			年 か月						

[22] 死亡の状況 ※1 ページ目施設・事業の種類「18.施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18.施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。

イ、令和2年4月1日～令和3年3月31日の1年間を調査すること
 ロ、退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること
 ハ、[19]-B、(1)生活の場、18 死亡退所 の人数と一致すること

No.	死亡時年齢 歳	性別	知的障害の程度（別表1より）	死亡場所（別表9より）	死因（右より選択）	1. 病気 2. 事故 3. その他
1						
2						
3						
4						
5						
6						

別表1	1. 最重度	2. 重度	3. 中度	4. 軽度	5. 知的障害なし
別表2	1. 有：1級	2. 有：2級	3. 有：その他（厚生年金・共済年金）	4. 無	
別表3	1. 家庭 5. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等	3. グループホーム・生活寮等 6. 福祉ホーム	7. その他	4. 社員寮等 8. 不明
別表4	1. 家庭（親・きょうだいと同居） 4. 社員寮・住み込み等 7. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等（主に単身）	3. グループホーム・生活寮等	6. 施設入所支援	8. その他・不明
別表5	1. 家庭 4. グループホーム（認知症対応） 7. 介護療養型医療施設	2. アパート	3. グループホーム（障害福祉）	6. 介護老人保健施設	8. その他
別表6	1. 要支援1 4. 要介護2	2. 要支援2 5. 要介護3	3. 要介護1 6. 要介護4	7. 要介護5	
別表7	1. デイサービス・デイケア 4. 訪問看護	2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス） 5. その他	3. 短期入所（ショートステイ） 6. 利用なし		
別表8	1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった。 2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた 3. 本人の希望により 4. 家族の希望により 5. その他				
別表9	1. 施設	2. 病院	3. 家庭	4. その他	

〔障害児入所施設（福祉型・医療型）専門項目〕 以下より障害児入所施設（福祉型・医療型）のみご回答ください

[23] 設置・経営主体（※）	<input type="checkbox"/> 1. 公立公営（ <input type="checkbox"/> A. 直営 <input type="checkbox"/> I. 事業団 <input type="checkbox"/> O. 事務組合） <input type="checkbox"/> 2. 公立民営 <input type="checkbox"/> 3. 民立民営																	
（※）公立公営施設で指定管理者制度の場合は、受託が民間法人の場合は公立民営とする。また、民間移管により社会福祉法人に運営主体が完全に移行したものは民立民営とする。																		
[24] 経過的障害者支援施設	<input type="checkbox"/> 1. 指定を受けている <input type="checkbox"/> 2. 指定を受けていない																	
[25] 在籍児の出身エリア	1. 都道府県の数（ ）都道府県									2. 区市町村の数（ ）か所								
	3. 措置・契約支給決定している児童相談所の数（ ）か所																	
[26] 在籍児（措置・契約）の入所時の年齢（令和3年6月1日現在の在籍児）																		
年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
[27] 令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の新規入所児童の年齢別状況（年齢は入所時の年齢）																		
	5歳以下				6～11歳				12～14歳				15～17歳				計	
措置	人				人				人				人				人	
契約	人				人				人				人				人	
[28] 一時保護が必要とされた児童の受け入れ状況																		
<input type="checkbox"/> 1. 一時保護委託を受けている <input type="checkbox"/> 2. 委託を受けていない																		
委託を受けている場合、令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に受け入れた児童																	人	
[29] 入所理由（令和3年6月1日現在の在籍児）																		
※1. 理由が重複する場合は、それぞれの欄に数値を計上。入所理由の判断は、児童相談所の児童票のほか家族との面談等により判断し、主たる要因とそれに付随する要因に分けて計上のこと。 ※2. 令和2年度入所児の欄は、令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に新規入所した人についてのみ計上のこと。																		
内 容		在籍児・者全員								うち令和2年度入所児								
		主たる要因				付随する要因				主たる要因				付随する要因				
		措置		契約		措置		契約		措置		契約		措置		契約		
家庭の状況等	1. 親の離婚・死別	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	2. 家庭の経済的理由	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	3. 保護者の疾病・出産等	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4. 保護者の養育力不足	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	5. 虐待・養育放棄	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	6. きょうだい等家族関係	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	7. 住宅事情・地域でのトラブル	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
本人の状況等	1. ADL・生活習慣の確立	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	2. 医療的ケア	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	3. 行動上の課題改善	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4. 学校での不適応・不登校	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	5. 学校就学・通学のため	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	6. その他	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

[30] 虐待による入所児の状況

① 令和2年度の新規入所児童のうち虐待による入所児童（児童票や家庭での生活実態等から虐待と判断できるケースも含む）					
	被虐待児			うち児童相談所から認定	
男	人			人	
女	人			人	
②虐待及びその恐れがあると判断される上記の入所児童のうち、契約で入所しているケース					人
② 虐待の内容（※重複計上可）					
令和2年度入所	1. 身体的虐待	2. 性的虐待	3. ネグレクト	4. 心理的虐待	計
男	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人
④ 令和3年6月1日現在 被虐待児受入加算を受けている人数					人
⑤上記のほかに被虐待児受入加算を受けたことがある児童の人数					人

[31] 在籍児の就学・就園の状況（令和3年6月1日現在）

①就学前児童の状況（活動形態）						②義務教育年齢の児童の状況（就学形態）						
1. 幼稚園への通園	人					1. 訪問教育	人					
2. 保育所に通所	人					2. 施設内分校・分教室	人					
3. 児童発達支援事業等療育機関	人					3. 特別支援学校小・中学部	人					
4. 園内訓練	人					4. 小中学校の特別支援学級	人					
5. その他	人					5. 小中学校の普通学級	人					
計	人					計	人					
③義務教育修了後の児童の状況（就学・活動形態）												
1. 訪問教育	人					4. 高等特別支援学校	人					
2. 施設内分校・分教室	人					5. 特別支援学校専攻科	人					
3. 特別支援学校高等部	人					6. 一般高校	人					
計						人						
④就学学年（令和3年6月1日現在）												
小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	3	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

[32] 家庭の状況（令和3年6月1日在籍児童）※人数は兄弟姉妹の場合も各々カウント

家庭の状況	人数	その内措置人数
1. 両親世帯	人	人
2. 母子世帯	人	人
3. 父子世帯	人	人
4. きょうだいのみ世帯	人	人
5. 祖父母・親戚が保護者として対応の世帯	人	人
6. その他	人	人
計	人	人
7. 兄弟姉妹で入所	世帯	世帯
	人	人

[33] 帰省の状況（令和2年度実績）

	1. 週末(隔週)ごとに帰省	2. 月に1回程度	3. 年に1~2回程度	4. 帰省なし
措置	人	人	人	人
契約	人	人	人	人
「4. 帰省なし」の児童が帰省できない理由（主な理由）				
	1. 家族がいない			人
	2. 地理的条件で困難			人
	3. 本人の事情で帰らない			人
	4. 家庭状況から帰せない			人
	5. その他（理由 _____）			人

[34] 面会等訪問の状況（令和2年度実績）

1. 家族の訪問なし	人
2. 週末（隔週）ごとに家族が訪問	人
3. 月に1回程度家族が訪問	人
4. 年に1~2回程度家族が訪問	人
5. 職員が引率して家庭で面会	人
6. 面会の制限が必要な児童	人
計	人

[35] 退所児・者の状況

①令和2年度の退所児・者数									
	5歳以下	6~11歳	12~14歳	15~17歳	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40歳以上	計
措置	人	人	人	人	人	人	人	人	人
契約	人	人	人	人	人	人	人	人	人
②令和2年度に契約児童で利用料等滞納のまま退所した児・者数 _____ 人									
③令和2年度に退所した児童のフォローアップ ※進路先への引継ぎ訪問、家庭訪問等を含む									
<input type="checkbox"/> 1. 実施した _____ 人 _____ 回 <input type="checkbox"/> 2. 実施していない									

[36] 障害の状況（令和3年6月1日現在）

①重度加算認定数	措置費	人	施設給付費（契約）	人	
②強度行動障害加算認定数	措置	人	契約	人	
③重度重複障害加算認定数	措置	人	契約	人	
④行動上の困難さの状況 ※重複計上可					
行動特性	月1回程度	週1回以上	行動特性	月1回程度	週1回以上
1. 強いこだわり	人	人	10. 盗癖	人	人
2. 自傷行為	人	人	11. 性的問題	人	人
3. 他傷、他害	人	人	12. 異食・過食・反すう・多飲水	人	人
4. 奇声・著しい騒がしさ	人	人	13. 不潔行為（弄便・唾遊び等）	人	人
5. 無断外出	人	人	14. 弄火	人	人
6. 器物破損等激しい破壊行為	人	人	15. 睡眠の乱れ	人	人
7. 多動・飛び出し行為	人	人	16. 緘黙	人	人
8. 寡動・行動停止	人	人	17. その他	人	人
9. 徘徊・放浪	人	人			

[37]服薬の状況（令和3年6月1日現在で服薬している人数：重複計上可）

① 服薬の内容

抗精神薬	1. 抗てんかん薬	2. 抗精神薬・抗不安薬	3. 睡眠薬
	人	人	人
慢性疾患 (1ヶ月以上服用している場合)	1. 心臓疾患	2. 腎臓疾患	3. 糖尿病
	人	人	人
	4. 喘息	5. 貧血	6. その他
	人	人	人

② 受診形態と受診科目の状況（令和2年度実績）※受診科目は令和2年度の実人数と延べ回数

受診科目	実人数	延べ回数
1. 精神科・脳神経外科	人	回
2. 小児科・内科	人	回
3. 外科・整形外科	人	回
4. 歯科	人	回
5. その他	人	回
合計	人	回

[38]入院の状況 ※該当する番号の口にし点を記入

① 令和2年度の入院

1. 入院あり（_____人 延べ日数_____日（うち付添日数_____日）） 2. ない

② 健康保険の資格停止・無保険（契約児）

1. いる（令和2年度延べ_____人 令和3年6月1日現在_____人） 2. ない

③ 経済的負担で通院を見合わせた事例（令和2年度～現在まで）

1. ある（_____人 延べ_____回） 2. ない

④ 医療費の支払いの滞納事例（令和3年5月末現在）

1. いる（_____人 延べ_____円） 2. ない

[39]施設建物の形態

※該当する番号の口にし点を記入

※生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位とする。

1. 居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む）
 2. 居住棟分離型（構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造）
 3. 居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）
 4. 居住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記2, 3を合わせて設けている構造）
 5. 敷地外に生活の場を設けている(自活訓練も含む)
⇒SQ（_____）か所、その場合、食事は（ 1. 本体施設から配食 2. 自前調理 3. 配食+自前調理）

[40]スペースと生活援助スタッフの構成

※生活単位の規模別の状況を下表に計上のこと。なお、上記設問[39]施設建物の形態について「 1. 居住棟一体型」を選択した施設は、独立した援助（活動）単位を生活単位に置き換えて計上のこと。

※専任スタッフ数は、規模別に複数の単位がある場合はその合計数を計上のこと。

生活単位規模	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人規模以上
1. 生活単位の設置数				
2. その専任スタッフ数（人）				

[41] 「自活訓練事業」及び準じた取り組み(令和3年6月1日現在) ※該当する番号の口にレ点を記入								
□1. 実施している □2. 今後実施する予定								
自活訓練加算対象 措置_____人 契約_____人 加算対象外(独自の事業) _____人								
[42] 障害児等療育支援事業(都道府県の地域生活支援事業による事業等)及び療育相談事業等								
□1. 実施している □2. 法人内の他施設が実施している □3. 実施していない								
実施している場合、事業内容別に令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)の実施件数等								
①訪問療育等指導事業						件		
②外来療育等相談事業						件		
③施設支援事業						保育所・幼稚園		件
						学校		件
						作業所		件
						その他		件
[43] 日中一時支援事業の実施 ※該当する番号の口にレ点を記入								
□1. 実施している □2. 実施していない								
実施の市区町村数		日中一時支援事業の令和2年度の実績(実施している事業所のみ)(令和2年4月1日～令和3年3月31日)						
市区町村		実人員				延べ人数		
		人				人		
[44] 福祉教育等の事業の実施 ※該当する番号の口にレ点を記入								
□1. 実施している □2. 実施していない								
⇒SQ 令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)の受入れ								
①小・中・高校生のボランティア・体験実習						人		
②民間ボランティア						人		
③学校教員・教職免許の体験実習						人		
④単位実習						保育士		人
						社会福祉士・主事		人
⑤施設職員の現任訓練						人		
⑥上記以外の受入れ(具体的内容)()						人		
[45] 地域との交流 ※該当の全ての口にレ点を記入								
□1. 入所児の地域行事・地域活動等への参加		□6. 施設と地域が共同で防災・防犯訓練を実施						
□2. 地域住民の施設行事への参加		□7. 子育てや障害に関する相談会・講演会の実施						
□3. 施設と地域との共催行事の実施		□8. 施設設備の開放や備品の貸し出し						
□4. 地域住民をボランティアとして受け入れ		□9. その他()						
□5. 地域の学校等との交流								
[46] 児童と直接支援職員の比率(令和3年6月1日現在)								
※直接支援職員とは児童指導員・保育士・各種療法士をさし、非常勤の場合は、0.5人と数える。								
但し、それらの職種でも外来療育や巡回相談等入所児童以外を対象とした業務に専従している職員は除く。								
※小数第2位以下を四捨五入すること								
①定員との比率	定員	人	÷	直接支援職員数	人	=	.	
②在籍児童数との比率	在籍児童数	人	÷	直接支援職員数	人	=	.	

[47] 施設の運営費

① 現行の加算 ※該当の全ての□にレ点を記入

<input type="checkbox"/> 1. 児童指導員等加配加算	<input type="checkbox"/> 10. 入院時特別支援加算
<input type="checkbox"/> 2. 職業指導員加算	<input type="checkbox"/> 11. 地域移行加算
<input type="checkbox"/> 3. 重度障害児支援加算	<input type="checkbox"/> 12. 栄養士配置加算
<input type="checkbox"/> 4. 重度重複障害児加算	<input type="checkbox"/> 13. 栄養マネジメント加算
<input type="checkbox"/> 5. 強度行動障害児特別支援加算	<input type="checkbox"/> 14. 小規模グループケア加算
<input type="checkbox"/> 6. 心理担当職員配置加算	<input type="checkbox"/> 15. 小規模グループケア加算（サテライト型）
<input type="checkbox"/> 7. 看護職員配置加算	<input type="checkbox"/> 16. ソーシャルワーカー配置加算
<input type="checkbox"/> 8. 入院・外泊時加算	<input type="checkbox"/> 17. 乳幼児加算
<input type="checkbox"/> 9. 自活訓練加算	

② 自治体の加算措置 ※公立施設は、国措置費・給付費を超えた運営費の場合は「ある」を選択

1. 職員配置等の事務費の補助	<input type="checkbox"/> a. ある	<input type="checkbox"/> b. ない
2. 事業費に対する加算措置	<input type="checkbox"/> a. ある	<input type="checkbox"/> b. ない

[48] 在所延長規定の廃止に伴う今後の児童施設としての計画 ※該当する番号の□にレ点を記入

① 今後の対応の方針

<input type="checkbox"/> 1. 児童施設として維持	<input type="checkbox"/> 2. 障害者支援施設を併設	<input type="checkbox"/> 3. 障害者支援施設に転換
---------------------------------------	--	--

② 児童施設の定員

<input type="checkbox"/> 1. 現行定員を維持する	<input type="checkbox"/> 2. 定員を削減する ⇒削減数 _____人
---------------------------------------	---

③ 障害種別の一元化に際し、他の障害の受入れに伴う設備・構造

<input type="checkbox"/> 1. 身体障害の車椅子対応 ⇒	<input type="checkbox"/> a. 現状で可能	<input type="checkbox"/> b. 改築等が必要	<input type="checkbox"/> c. 受入れ困難
<input type="checkbox"/> 2. 盲・ろうあ児の受入れ ⇒	<input type="checkbox"/> a. 現状で可能	<input type="checkbox"/> b. 改築等が必要	<input type="checkbox"/> c. 受入れ困難

[49] 在所延長している児童の今後の見通し(本人の能力等からみて)

1. 家庭引き取り	人		
2. 単身生活	人		
3. 障害者支援施設の対象	人	⇒うち令和3年度末までに移行が可能な人	人
4. グループホームの対象	人	⇒うち令和3年度末までに移行が可能な人	人

[50] 児童相談所との関係 ※該当する番号の□にレ点を記入

① 児童福祉司等の訪問	<input type="checkbox"/> 1. 令和2年度に訪問があった ⇒児童相談所数_____か所_____回 <input type="checkbox"/> 2. 児童福祉司等の訪問はない
② 児童相談所との連携	<input type="checkbox"/> 1. 県単位で児童相談所と施設の定期協議を行っている <input type="checkbox"/> 2. 定期的に児童相談所を訪問して協議を行っている <input type="checkbox"/> 3. 不定期であるが児童相談所を訪問して協議を行っている <input type="checkbox"/> 4. 特に行っていない
③ 措置児童の18歳以降の対応	<input type="checkbox"/> 1. 18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない <input type="checkbox"/> 2. 高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない <input type="checkbox"/> 3. 高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる
④ 契約児童の18歳以降の対応	<input type="checkbox"/> 1. 18歳到達日以降の支給期間の延長は原則として認められない <input type="checkbox"/> 2. 高校（高等部）卒業までは支給期間の延長が認められるが、それ以降は認められない <input type="checkbox"/> 3. 高校（高等部）卒業以降も、事情により20歳までの支給期間の延長が認められる <input type="checkbox"/> 4. 20歳以降も事情により支給期間の延長が認められる

[51] 利用者負担金の未収状況等

令和2年度の未収分	人	総額	円	うち令和元年度以前の未収分	人	総額	円
-----------	---	----	---	---------------	---	----	---

[52] 令和2年度の苦情受付の件数

件	その内容	1. 施設運営に関すること	件	2. 生活支援に関すること	件	3. その他	件
---	------	---------------	---	---------------	---	--------	---

[53] 第三者委員等との相談の頻度 ※該当する番号の□にレ点を記入

<input type="checkbox"/> 1. 月1回程度	<input type="checkbox"/> 2. 学期に1回程度	<input type="checkbox"/> 3. 年に1回程度	<input type="checkbox"/> 4. 相談の機会はない
-----------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------

ご協力いただき誠にありがとうございます